

議案第 19 号

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関
する条例の一部改正について

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年伊勢市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、「又は特例給付」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 市長が改正後の伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の3の項の中欄に掲げる事務を行う場合における同条例第3条、第5条及び別表第2の3の項の規定の適用については、同項の右欄中「児童手当の」とあるのは、「児童手当又は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付の」とする。

（説 明）

これは、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律による生活保護法の一部改正及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律

による児童手当法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、
条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前																																
<p>第1条・第2条 略 (個人番号の利用)</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる市の機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の機関が行う特定個人番号利用事務とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる市の機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>第4条 略 (事務の手續の特例)</p> <p>第5条 前2条の規定による特定個人情報の利用又は提供が行われた場合においては、これらの規定に規定する事務に関する条例、規則その他の規程(以下「事務に関する条例等」という。)の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、事務に関する条例等の規定の適用については、当該書面の提出があったものとみなす。</p> <p>第6条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="261 1585 788 1957"><thead><tr><th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 市長</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td rowspan="3">2 市長</td><td rowspan="3">略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td></tr><tr><td>略</td></tr><tr><td rowspan="2">3 市長</td><td>生活に困窮する外国人</td><td>略</td></tr><tr><td>に対する生活保護の措</td><td>生活保護法(昭和25年法律第144号)による</td></tr></tbody></table>	機関	事務	特定個人情報	1 市長	略	略	2 市長	略	略	略	略	3 市長	生活に困窮する外国人	略	に対する生活保護の措	生活保護法(昭和25年法律第144号)による	<p>第1条・第2条 略 (個人番号の利用)</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる市の機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の機関が行う特定個人番号利用事務とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる市の機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>第4条 略 (事務の手續の特例)</p> <p>第5条 前2条の規定による特定個人情報の利用又は提供が行われた場合においては、これらの規定に規定する事務に関する条例、規則その他の規程(以下「事務に関する条例等」という。)の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、事務に関する条例等の規定の適用については、当該書面の提出があったものとみなす。</p> <p>第6条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="813 1585 1340 1957"><thead><tr><th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 市長</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td rowspan="3">2 市長</td><td rowspan="3">略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td></tr><tr><td>略</td></tr><tr><td rowspan="2">3 市長</td><td>生活に困窮する外国人</td><td>略</td></tr><tr><td>に対する生活保護の措</td><td>生活保護法(昭和25年法律第144号)による</td></tr></tbody></table>	機関	事務	特定個人情報	1 市長	略	略	2 市長	略	略	略	略	3 市長	生活に困窮する外国人	略	に対する生活保護の措	生活保護法(昭和25年法律第144号)による
機関	事務	特定個人情報																															
1 市長	略	略																															
2 市長	略	略																															
		略																															
		略																															
3 市長	生活に困窮する外国人	略																															
	に対する生活保護の措	生活保護法(昭和25年法律第144号)による																															
機関	事務	特定個人情報																															
1 市長	略	略																															
2 市長	略	略																															
		略																															
		略																															
3 市長	生活に困窮する外国人	略																															
	に対する生活保護の措	生活保護法(昭和25年法律第144号)による																															

	置に関する事務であって規則で定めるもの	保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの		置に関する事務であって規則で定めるもの	保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		略			略
		略			略
		略			略
		略			略
		略			略
		児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの			児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		略			略
		略			略
		略			略
4 市長	略	略	4 市長	略	略
		略			略
		略			略
		略			略
		略			略
5 市長	略	略	5 市長	略	略
		略			略
		略			略
		略			略
		略			略
		略			略
6 市長	略	略	6 市長	略	略
		略			略
		略			略
		略			略
		略			略

別表第3 略

別表第3 略

議案第 20 号

伊勢市監査委員条例の一部改正について

伊勢市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市監査委員条例の一部を改正する条例

伊勢市監査委員条例（平成17年伊勢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「第22条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説 明）

これは、地方公営企業法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条～第10条 略 (指定金融機関等の監査等)</p> <p>第11条 法第235条の2第2項又は地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査は、監査委員において必要と認める場合に随時に行う。</p> <p>2 略</p> <p>3 監査委員は、会計管理者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条の4第1項の規定による指定金融機関等の検査をしたとき、又は公営企業の管理者が地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の4第1項の規定による出納取扱金融機関等の検査をしたときは、会計管理者又は公営企業の管理者に対し、その結果について報告を求めるものとする。</p> <p>第12条・第13条 略</p>	<p>第1条～第10条 略 (指定金融機関等の監査等)</p> <p>第11条 法第235条の2第2項又は地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査は、監査委員において必要と認める場合に随時に行う。</p> <p>2 略</p> <p>3 監査委員は、会計管理者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条の4第1項の規定による指定金融機関等の検査をしたとき、又は公営企業の管理者が地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の5第1項の規定による出納取扱金融機関等の検査をしたときは、会計管理者又は公営企業の管理者に対し、その結果について報告を求めるものとする。</p> <p>第12条・第13条 略</p>

議案第 21 号

伊勢市附属機関条例の一部改正について

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例

伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部伊勢市地域福祉計画推進委員会の項の次に次のように加える。

伊勢市再犯防止推進計画策定委員会	伊勢市再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画をいう。）の策定に関する事項についての調査審議に関すること。	15人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 更生保護の関係者 (3) その他市長が必要と認める者	委嘱され、又は任命された日から調査審議が終了した日まで
------------------	--	-------	--	-----------------------------

別表第1市長の部伊勢市地域計画検討委員会の項中「及び今後の地域の中心となる経営体の確保、将来の農地利用の在り方、経営体と経営体以外の農業者を含めた地域農業の在り方等を定める人・農地プラン」を削り、同部伊勢市地産地消の店認定委員会の項を削り、同表教育委員会の部伊勢市教育振興基本計画策定委員会の項及び伊勢市特別支援教育推進会議の項中「幼保連携型認定こども園」を「認定こども園」に改める。

附 則

この条例中別表第1 教育委員会の部伊勢市教育振興基本計画策定委員会の項及び伊勢市特別支援教育推進会議の項の改正規定は公布の日から、同表市長の部伊勢市地域福祉計画推進委員会の項の次に次のように加える改正規定、同部伊勢市地域計画検討委員会の項の改正規定及び同部伊勢市地産地消の店認定委員会の項を削る改正規定は令和7年4月1日から施行する。

(説 明)

これは、附属機関を新たに設置し、廃止し、並びに附属機関の所掌事務及び構成を改めるため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後						改正前					
<p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 別表第1の第1欄に掲げる執行機関等(市長(公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。以下同じ。)、教育委員会又は公営企業の管理者をいう。以下同じ。)の附属機関として、同表の第2欄に掲げる附属機関を置く。</p> <p>2 略 (所掌事務)</p> <p>第3条 附属機関が所掌する事務は、別表第1の第3欄又は別表第2の第2欄に掲げるとおりとする。 (組織)</p> <p>第4条 附属機関の委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の定数は、別表第1の第4欄又は別表第2の第3欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2・3 略 (委員等の任命)</p> <p>第5条 委員等は、別表第1の第5欄又は別表第2の第4欄に掲げる者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。</p> <p>2・3 略 (委員等の任期等)</p> <p>第6条 委員等の任期は、別表第1の第6欄又は別表第2の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>第7条～第9条 略 別表第1(第2条―第6条関係)</p>						<p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 別表第1の第1欄に掲げる執行機関等(市長(公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。以下同じ。)、教育委員会又は公営企業の管理者をいう。以下同じ。)の附属機関として、同表の第2欄に掲げる附属機関を置く。</p> <p>2 略 (所掌事務)</p> <p>第3条 附属機関が所掌する事務は、別表第1の第3欄又は別表第2の第2欄に掲げるとおりとする。 (組織)</p> <p>第4条 附属機関の委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の定数は、別表第1の第4欄又は別表第2の第3欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2・3 略 (委員等の任命)</p> <p>第5条 委員等は、別表第1の第5欄又は別表第2の第4欄に掲げる者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。</p> <p>2・3 略 (委員等の任期等)</p> <p>第6条 委員等の任期は、別表第1の第6欄又は別表第2の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>第7条～第9条 略 別表第1(第2条―第6条関係)</p>					
執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	構成	任期	執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	構成	任期
市長	スマートシティ伊勢推進構	略	略	略	略	市長	スマートシティ伊勢推進構	略	略	略	略

想策定 委員会					想策定 委員会				
伊勢市 行政改 革推進 委員会	略	略	略	略	伊勢市 行政改 革推進 委員会	略	略	略	略
伊勢市 まち・ ひと・ しごと 創生会 議	略	略	略	略	伊勢市 まち・ ひと・ しごと 創生会 議	略	略	略	略
伊勢志 摩定住 自立圏 共生ビ ジョン 懇談会	略	略	略	略	伊勢志 摩定住 自立圏 共生ビ ジョン 懇談会	略	略	略	略
名勝二 見浦保 存管理 計画運 営委員 会	略	略	略	略	名勝二 見浦保 存管理 計画運 営委員 会	略	略	略	略
名勝二 見浦保 存活用 計画策 定委員 会	略	略	略	略	名勝二 見浦保 存活用 計画策 定委員 会	略	略	略	略
旧賓日 館保存 整備委 員会	略	略	略	略	旧賓日 館保存 整備委 員会	略	略	略	略
旧賓日 館保存 活用計 画策定 委員会	略	略	略	略	旧賓日 館保存 活用計 画策定 委員会	略	略	略	略
伊勢う どん調 査研究 委員会	略	略	略	略	伊勢う どん調 査研究 委員会	略	略	略	略
伊勢市 造船資 料保存	略	略	略	略	伊勢市 造船資 料保存	略	略	略	略

調査委員				
伊勢市郷土資料館基本計画策定委員会	略	略	略	略
伊勢市美術展覧会運営委員会	略	略	略	略
伊勢市美術展覧会審査委員会	略	略	略	略
伊勢市市民公益活動促進委員会	略	略	略	略
伊勢市人権映画祭実行委員会	略	略	略	略
伊勢市人権映画祭選考委員会	略	略	略	略
伊勢市予防接種健康被害調査委員会	略	略	略	略
伊勢市ケアプラン点検委員会	略	略	略	略
伊勢市高齢者				

調査委員				
伊勢市郷土資料館基本計画策定委員会	略	略	略	略
伊勢市美術展覧会運営委員会	略	略	略	略
伊勢市美術展覧会審査委員会	略	略	略	略
伊勢市市民公益活動促進委員会	略	略	略	略
伊勢市人権映画祭実行委員会	略	略	略	略
伊勢市人権映画祭選考委員会	略	略	略	略
伊勢市予防接種健康被害調査委員会	略	略	略	略
伊勢市ケアプラン点検委員会	略	略	略	略
伊勢市高齢者				

虐待防止対策委員会	略	略	略	略	虐待防止対策委員会	略	略	略	略
伊勢市地域福祉計画推進委員会	略	略	略	略	伊勢市地域福祉計画推進委員会	略	略	略	略
伊勢市再犯防止推進計画策定委員会	伊勢市再犯防止推進計画(再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画をいう。)の策定に関する事項についての調査審議に関すること。	15人以内	(1) 学識経験のある者 (2) 更生保護の関係者 (3) その他市長が必要と認める者	委嘱され、又は任命され、また調査審議が終了した日まで					
伊勢市災害義援金配分委員会	略	略	略	略					
伊勢市老人ホーム入所判定委員会	略	略	略	略					
伊勢市避難行動要支援者避難支援	略	略	略	略					
伊勢市災害義援金配分委員会	略	略	略	略	伊勢市災害義援金配分委員会	略	略	略	略
伊勢市老人ホーム入所判定委員会	略	略	略	略	伊勢市老人ホーム入所判定委員会	略	略	略	略
伊勢市避難行動要支援者避難支援	略	略	略	略	伊勢市避難行動要支援者避難支援	略	略	略	略

対策会議									
伊勢市新産業創出支援事業審査委員会	略	略	略	略					
伊勢市創業・移転促進事業審査委員会	略	略	略	略					
伊勢市農村振興基本計画策定委員会	略	略	略	略					
伊勢市農業振興地域整備促進協議会	略	略	略	略					
伊勢市地域計画検討委員会	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画に関する事項についての調査審議に関すること。	15人以内	(1) 市内の農業者 (2) 伊勢農業協組の代表者 (3) 土地改良区の代表者 (4) 関係行政	1年					
対策会議									
伊勢市新産業創出支援事業審査委員会	略	略	略	略					
伊勢市創業・移転促進事業審査委員会	略	略	略	略					
伊勢市農村振興基本計画策定委員会	略	略	略	略					
伊勢市農業振興地域整備促進協議会	略	略	略	略					
伊勢市地域計画検討委員会	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画及び今後の地域を中心とする経営体の確保、将来の農地利用の在り方、経営体と経営体以外の	15人以内	(1) 市内の農業者 (2) 伊勢農業協組の代表者 (3) 土地改良区の代表者 (4) 関係行政	1年					

	観光振興基本計画推進委員会	略	略	略	略		観光振興基本計画推進委員会	略	略	略	略
	伊勢市宿泊税検討委員会	略	略	略	略		伊勢市宿泊税検討委員会	略	略	略	略
	伊勢市都市再生整備計画事業評価委員会	略	略	略	略		伊勢市都市再生整備計画事業評価委員会	略	略	略	略
	伊勢市上下水道事業審議会	略	略	略	略		伊勢市上下水道事業審議会	略	略	略	略
教育委員会	伊勢市教育振興基本計画策定委員会	教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に関する事項についての調査審議にすること。	13人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校関係者 (3) 社会関係者 (4) 市内幼稚園、 <u>認定こども園</u> 、 <u>小学校</u> 又は <u>中学校</u> に籍	委嘱され、又は任命された日から調査審議が終了した日まで	教育委員会	伊勢市教育振興基本計画策定委員会	教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に関する事項についての調査審議にすること。	13人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校関係者 (3) 社会関係者 (4) 市内幼稚園、 <u>保</u> <u>連</u> <u>携</u> <u>型</u> <u>認</u> <u>定</u> <u>こ</u> <u>も</u> <u>園</u> 、 <u>小</u> <u>学</u> <u>校</u> 又は <u>中</u> <u>学</u> <u>校</u>	委嘱され、又は任命された日から調査審議が終了した日まで

			る 幼 児 児、童は徒保 又 生の護者 の (5) その他 教 育員が要認 委 員が要認 会 必とめる 必 とめ者				に 在 籍 籍す幼 の 児、童は徒保 児 又生の護者 又 (5) その他 生 の教 育員が要認 の 委 員が要認 の 会 必とめる 必 とめ者		
伊勢市 教育支 援委員 会	略	略	略	略	伊勢市 教育支 援委員 会	略	略	略	略
伊勢市 特別支 援教育 推進會 議	個別の教 育支援計 画の作成 の推進、 教育支援 体制の整 備その他 特別支援 教育の振 興に関する 事項につ いての調 査審議に 関すること。	20 人 以 内	(1) 学 識 経 験 を 有 す る 者 (2) 市 内 の 保 育 所、 幼 稚 園 又 は 認 定 こ ど も 園 の 職 員 (3) 市 立 小 学 校 の 教 員 (4) 市 立 中 学 校	1年	伊勢市 特別支 援教育 推進會 議	個別の教 育支援計 画の作成 の推進、 教育支援 体制の整 備その他 特別支援 教育の振 興に関する 事項につ いての調 査審議に 関すること。	20 人 以 内	(1) 学 識 経 験 を 有 す る 者 (2) 市 内 の 保 育 所、 幼 稚 園 又 は 幼 連 携 型 認 定 こ ど も 園 の 職 員 (3) 市 立 小 学 校 の 教 員	1年

の教職員
 (5) 三重高等学校の職員
 (6) 市の内保育所、幼稚園、定こども園、小学校又は中学校に籍を有する幼児、児童又は生徒の保護者
 (7) 児童福祉関係職員
 (8) その他教育委員会が要認

(4) 市立中学校教職員の職員
 (5) 三重高等学校の職員
 (6) 市の内保育所、幼稚園、保連携型定こども園、小学校又は中学校に籍を有する幼児、児童又は生徒の保護者
 (7) 児童福祉関係職員
 (8) その他

			める 者		
	伊勢市 学校評 議員	略	略	略	略
	伊勢市 学校給 食運営 委員会	略	略	略	略
	伊勢市 子ども 読書活 動推進 会議	略	略	略	略
	伊勢市 教育用 コンピ ュータ 調査委 員会	略	略	略	略
病院事 業管 理者	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略

別表第2 略

				育員が 要認る 教委会 必とめ 者	
	伊勢市 学校評 議員	略	略	略	略
	伊勢市 学校給 食運営 委員会	略	略	略	略
	伊勢市 子ども 読書活 動推進 会議	略	略	略	略
	伊勢市 教育用 コンピ ュータ 調査委 員会	略	略	略	略
病院事 業管 理者	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略

別表第2 略

議案第22号

伊勢市子ども・子育て会議条例の一部改正について

伊勢市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和7年2月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

伊勢市子ども・子育て会議条例（平成25年伊勢市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第6号とし、第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第28号）第3条第1項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (4) 伊勢市乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準を定める条例（令和7年伊勢市条例第 号）第3条第1項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (5) 伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第29号）第3条第1項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(説 明)

これは、伊勢市子ども・子育て会議の所掌事務を追加するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条 略 (所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年伊勢市条例第28号)第3条第1項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</u></p> <p>(4) <u>伊勢市乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準を定める条例(令和7年伊勢市条例第 号)第3条第1項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</u></p> <p>(5) <u>伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年伊勢市条例第29号)第3条第1項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</u></p> <p>(6) 就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針及び施設整備計画に関する事項を調査審議すること。</p> <p>第3条～第5条 略</p>	<p>第1条 略 (所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針及び施設整備計画に関する事項を調査審議すること。</p> <p>第3条～第5条 略</p>

議案第23号

伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例の一部改正について

伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例の一部を改正する条例を次のよ
うに提出する。

令和7年2月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例の一部を改正する条例
伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例（平成29年伊勢市条例第4号）
の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第33条第10項」を「第33条第19項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（説 明）

これは、児童福祉法等の一部を改正する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条 略 (定義) 第2条 この条例において「要保護児童」とは、児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。 2・3 略 4 この条例において「延長者等」とは、児童福祉法第31条第4項に規定する延長者及び同法第33条第19項に規定する保護延長者をいう。 5～7 略 第3条～第10条 略</p>	<p>第1条 略 (定義) 第2条 この条例において「要保護児童」とは、児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。 2・3 略 4 この条例において「延長者等」とは、児童福祉法第31条第4項に規定する延長者及び同法第33条第10項に規定する保護延長者をいう。 5～7 略 第3条～第10条 略</p>

議案第 24 号

伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊勢市職員の育児

休業等に関する条例の一部改正について

伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条の4第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項」を「及び前2項」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第16条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第16条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われ

るようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置
(伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成17年伊勢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第22条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後において第1条の規定による改正後の伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定による時間外勤務の制限に関する制度を利用するため、同項の規定による請求（その3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、同項の規定の例により、当該請求を行うことができる。

（説 明）

これは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福

祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を拡大し、及び介護に直面した旨の申出をした職員に対する仕事と介護の両立支援制度の周知及び意向確認の措置等を講ずるとともに、所要の規定の整備を行うため、関係する条例を改正しようとするものである。

(参考)

伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（第1条関係）

改正後	改正前
<p>第1条～第8条の3 略</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の4 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u>が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深</p>	<p>第1条～第8条の3 略</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の4 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子のある職員</u>が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、</u></p>

夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

第9条～第14条 略

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第16条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(次項及び次条第1項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略

第15条の2～第16条 略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40

規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

第9条～第14条 略

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(次項及び次条第1項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略

第15条の2～第16条 略

<p>歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p>第16条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</p> <p>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</p> <p>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</p> <p>第17条・第18条 略</p>	<p>第17条・第18条 略</p>
--	--------------------

伊勢市職員の育児休業等に関する条例 (第2条関係)

改正後	改正前
<p>第1条～第21条 略</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第22条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時</p>	<p>第1条～第21条 略</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第22条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をする</p>

<p>間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>第23条～第27条 略</p>	<p>ための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>第23条～第27条 略</p>
--	--

議案第 25 号

伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条

例の一部改正について

伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊勢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「これら」に改める。

別表その他附属機関の委員その他の構成員の項の次に次のように加える。

産業医	月額	80,000円
-----	----	---------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説 明）

これは、産業医の報酬を定めるとともに、時間額等による方法により報酬を支給することが可能な職員の範囲を拡大するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前																																																																								
<p>第1条 略 (報酬)</p> <p>第2条 非常勤の職員に支給する報酬の額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 前項に規定する非常勤の職員以外の非常勤の職員に支給する報酬の額は、執務(会議の招集に応じた場合で会議が成立しないときを含む。以下同じ。)1日につき予算の範囲内において任命権者が市長と協議して定める額とする。</p> <p>3 任命権者は、前2項の非常勤の職員の報酬の額について、その職務の性質、内容等により日額による方法により難いと認めるときは、<u>これらの規定にかかわらず</u>、予算の範囲内において市長と協議して月額、年額、時間額、事務の処理件数その他の方法により定めることができる。</p> <p>第3条～第7条 略 別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会の委員</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の委員長</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の委員</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>公平委員会の委員</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>代表監査委員</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>監査委員(識見を有する者のうちから選任された者)</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>監査委員(議員のうちから選任された者)</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の会長</td> <td style="text-align: center;">年額</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の会長職務代理者</td> <td style="text-align: center;">年額</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の委員</td> <td style="text-align: center;">年額</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>農地利用最適化推進委員</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額		教育委員会の委員	月額	略	選挙管理委員会の委員長	月額	略	選挙管理委員会の委員	月額	略	公平委員会の委員	日額	略	代表監査委員	月額	略	監査委員(識見を有する者のうちから選任された者)	月額	略	監査委員(議員のうちから選任された者)	月額	略	農業委員会の会長	年額	略	農業委員会の会長職務代理者	年額	略	農業委員会の委員	年額	略	農地利用最適化推進委員	年	略	<p>第1条 略 (報酬)</p> <p>第2条 非常勤の職員に支給する報酬の額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 前項に規定する非常勤の職員以外の非常勤の職員に支給する報酬の額は、執務(会議の招集に応じた場合で会議が成立しないときを含む。以下同じ。)1日につき予算の範囲内において任命権者が市長と協議して定める額とする。</p> <p>3 任命権者は、<u>前項の非常勤の職員の報酬の額について</u>、その職務の性質、内容等により日額による方法により難いと認めるときは、<u>同項の規定にかかわらず</u>、予算の範囲内において市長と協議して月額、年額、時間額、事務の処理件数その他の方法により定めることができる。</p> <p>第3条～第7条 略 別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会の委員</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の委員長</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の委員</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>公平委員会の委員</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>代表監査委員</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>監査委員(識見を有する者のうちから選任された者)</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>監査委員(議員のうちから選任された者)</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の会長</td> <td style="text-align: center;">年額</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の会長職務代理者</td> <td style="text-align: center;">年額</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の委員</td> <td style="text-align: center;">年額</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>農地利用最適化推進委員</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額		教育委員会の委員	月額	略	選挙管理委員会の委員長	月額	略	選挙管理委員会の委員	月額	略	公平委員会の委員	日額	略	代表監査委員	月額	略	監査委員(識見を有する者のうちから選任された者)	月額	略	監査委員(議員のうちから選任された者)	月額	略	農業委員会の会長	年額	略	農業委員会の会長職務代理者	年額	略	農業委員会の委員	年額	略	農地利用最適化推進委員	年	略
区分	報酬の額																																																																								
教育委員会の委員	月額	略																																																																							
選挙管理委員会の委員長	月額	略																																																																							
選挙管理委員会の委員	月額	略																																																																							
公平委員会の委員	日額	略																																																																							
代表監査委員	月額	略																																																																							
監査委員(識見を有する者のうちから選任された者)	月額	略																																																																							
監査委員(議員のうちから選任された者)	月額	略																																																																							
農業委員会の会長	年額	略																																																																							
農業委員会の会長職務代理者	年額	略																																																																							
農業委員会の委員	年額	略																																																																							
農地利用最適化推進委員	年	略																																																																							
区分	報酬の額																																																																								
教育委員会の委員	月額	略																																																																							
選挙管理委員会の委員長	月額	略																																																																							
選挙管理委員会の委員	月額	略																																																																							
公平委員会の委員	日額	略																																																																							
代表監査委員	月額	略																																																																							
監査委員(識見を有する者のうちから選任された者)	月額	略																																																																							
監査委員(議員のうちから選任された者)	月額	略																																																																							
農業委員会の会長	年額	略																																																																							
農業委員会の会長職務代理者	年額	略																																																																							
農業委員会の委員	年額	略																																																																							
農地利用最適化推進委員	年	略																																																																							

	額			額	
固定資産評価審査委員会の委員	日額	略	固定資産評価審査委員会の委員	日額	略
情報公開審査会の委員	日額	略	情報公開審査会の委員	日額	略
休日・夜間応急診療所運営委員会の委員及び臨時委員	日額	略	休日・夜間応急診療所運営委員会の委員及び臨時委員	日額	略
介護認定審査会の会長、合議体の長及びこれらの職務を代理した委員	日額	略	介護認定審査会の会長、合議体の長及びこれらの職務を代理した委員	日額	略
介護認定審査会の委員	日額	略	介護認定審査会の委員	日額	略
障害者介護給付費等の支給に関する審査会の会長、合議体の長及びこれらの職務を代理した委員	日額	略	障害者介護給付費等の支給に関する審査会の会長、合議体の長及びこれらの職務を代理した委員	日額	略
障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員	日額	略	障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員	日額	略
災害弔慰金等支給審査委員会の委員	日額	略	災害弔慰金等支給審査委員会の委員	日額	略
いじめ問題調査委員会の委員	日額	略	いじめ問題調査委員会の委員	日額	略
行政不服審査会の委員	日額	略	行政不服審査会の委員	日額	略
教育支援委員会の委員、臨時委員及び専門委員	日額	略	教育支援委員会の委員、臨時委員及び専門委員	日額	略
特別支援教育推進会議の会長及び会長職務代理者	日額	略	特別支援教育推進会議の会長及び会長職務代理者	日額	略
特別支援教育推進会議の委員、臨時委員及び専門委員	日額	略	特別支援教育推進会議の委員、臨時委員及び専門委員	日額	略
学校運営協議会の委員	年額	略	学校運営協議会の委員	年額	略
学校評議員	年額	略	学校評議員	年額	略
いじめ問題対策委員会の委員及び臨時委員	日額	略	いじめ問題対策委員会の委員及び臨時委員	日額	略
社会教育委員	日額	略	社会教育委員	日額	略
名勝二見浦保存管理計画運営委員会の委員長及び副委員長	日額	略	名勝二見浦保存管理計画運営委員会の委員長及び副委員長	日額	略
名勝二見浦保存管理計画運営委員会の委員、臨時	日額	略	名勝二見浦保存管理計画運営委員会の委員、臨時	日額	略

委員及び専門委員			委員及び専門委員		
名勝二見浦保存活用計画策定委員会の委員及び臨時委員	日額	略	名勝二見浦保存活用計画策定委員会の委員及び臨時委員	日額	略
旧賓日館保存整備委員会の委員	日額	略	旧賓日館保存整備委員会の委員	日額	略
旧賓日館保存活用計画策定委員会の委員	日額	略	旧賓日館保存活用計画策定委員会の委員	日額	略
伊勢うどん調査研究委員会の委員	日額	略	伊勢うどん調査研究委員会の委員	日額	略
美術展覧会審査委員会の委員	日額	略	美術展覧会審査委員会の委員	日額	略
市立伊勢総合病院院内事故調査委員会の委員	日額	略	市立伊勢総合病院院内事故調査委員会の委員	日額	略
その他附属機関の委員その他の構成員	日額	略	その他附属機関の委員その他の構成員	日額	略
産業医	月額	80,000円			
休日・夜間応急診療所の管理者	月額	略	休日・夜間応急診療所の管理者	月額	略
スポーツ推進委員	日額	略	スポーツ推進委員	日額	略
いじめ問題対策連絡協議会の委員	日額	略	いじめ問題対策連絡協議会の委員	日額	略
選挙長	日額	略	選挙長	日額	略
投票所の投票管理者	日額	略	投票所の投票管理者	日額	略
期日前投票所の投票管理者	日額	略	期日前投票所の投票管理者	日額	略
開票管理者	日額	略	開票管理者	日額	略
選挙立会人	日額	略	選挙立会人	日額	略
投票所の投票立会人	日額	略	投票所の投票立会人	日額	略
期日前投票所の投票立会人	日額	略	期日前投票所の投票立会人	日額	略
指定病院等の不在者投票立会人	日額	略	指定病院等の不在者投票立会人	日額	略
開票立会人	日額	略	開票立会人	日額	略
選挙管理委員補充員	日額	略	選挙管理委員補充員	日額	略

議案第 26 号

伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
について

伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年伊勢市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「280,000円」を「335,000円」に、「300,000円」を「345,000円」に、「325,000円」を「355,000円」に、「330,000円」を「360,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説 明）

これは、外国語指導助手の報酬を引き上げるため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後			改正前		
第1条 略 (報酬)			第1条 略 (報酬)		
第2条 外国語指導助手の報酬は、月額とし、 その額は、別表に定めるとおりとする。			第2条 外国語指導助手の報酬は、月額とし、 その額は、別表に定めるとおりとする。		
第3条～第9条 略			第3条～第9条 略		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
任用		報酬額	任用		報酬額
初年度		335,000円	初年度		280,000円
再度の任用	2年目	345,000円	再度の任用	2年目	300,000円
	3年目	355,000円		3年目	325,000円
	4年目以降	360,000円		4年目以降	330,000円

議案第 27 号

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例及び伊勢市職員等の旅
費に関する条例の一部改正について

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例及び伊勢市職員等の旅費に
関する条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例及び伊勢市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表に定めるもののほか」を「別表第1に定めるもののほか、」に改め、同条第2項中「その額は」の次に「、別表第2に定めるもののほか」を加える。

別表2,600円の項中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1の表備考に規定する甲地方」を「伊勢市職員等の旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第45号。以下「旅費条例」という。）第12条ただし書に規定する地域」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

区分	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
車賃	実費額			
日当（1日につき）	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円
宿泊料（1夜につき）	25,700円	21,500円	17,200円	15,500円
食卓料（1夜につき）	7,700円			
旅行雑費	旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額			

備考

- 1 この表において「指定都市」、「甲地方」、「乙地方」及び「丙地方」とは、旅費条例別表第2備考1に規定する指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

（伊勢市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第2条 伊勢市職員等の旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第12条ただし書中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1の表備考に規定する甲地方」を「東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち規則で定める地域その他これらに準ずる地域で規則で定めるもの」に改める。

第12条の2第1項第1号中「別表」を「別表第1」に改める。

第13条の2中「その額は」の次に「、別表第2に定めるもののほか」を加える。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第13条の2関係）

区分	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
車賃	実費額			
日当（1日につき）	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円
宿泊料（1夜につき）	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円

食卓料（1夜につき）	6,700円
旅行雑費	旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額

備考

- この表において、指定都市とは、規則で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で規則で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で規則で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説 明）

これは、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、関係する条例を改正しようとするものである。

(参考)

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（第1条関係）

改正後					改正前				
<p>第1条 略 (旅費)</p> <p>第2条 市長等が公務のため旅行する場合に支給する旅費については、<u>別表第1に定めるもののほか、一般職の職員の例による。</u>ただし、県内各地への旅行については、日当を支給しない。</p> <p>2 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行(以下「外国旅行」という。)について支給する旅費は、前項の規定にかかわらず、その種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、その額は、<u>別表第2に定めるもののほか、国家公務員の外国旅行の旅費の支給の例に準じて市長が定める。</u></p> <p>第3条～第6条 略 別表第1(第2条関係)</p>					<p>第1条 略 (旅費)</p> <p>第2条 市長等が公務のため旅行する場合に支給する旅費については、<u>別表に定めるもののほか一般職の職員の例による。</u>ただし、県内各地への旅行については、日当を支給しない。</p> <p>2 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行(以下「外国旅行」という。)について支給する旅費は、前項の規定にかかわらず、その種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、その額は、<u>国家公務員の外国旅行の旅費の支給の例に準じて市長が定める。</u></p> <p>第3条～第6条 略 別表(第2条関係)</p>				
日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	船賃			日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	船賃		
2,600円	13,000円。ただし、伊勢市職員等の旅費に関する条例(平成17年伊勢市条例第45号。以下「旅費条例」という。)第12条ただし書に規定する地域の地域内における宿泊にあつては、14,800円とする。	1 運賃の等級を4階級又は3階級に区分する船舶による場合は2等級の運賃	2 運賃の等級を2階級に区分する船舶による場合は1等級の運賃	3 運賃の等級を設けない船舶による場合はその実費	2,600円	13,000円。ただし、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)別表第1の1の表備考に規定する甲地方の地域内における宿泊にあつては、14,800円とする。</u>	1 運賃の等級を4階級又は3階級に区分する船舶による場合は2等級の運賃	2 運賃の等級を2階級に区分する船舶による場合は1等級の運賃	3 運賃の等級を設けない船舶による場合はその実費
備考 略 別表第2(第2条関係)					備考 略				
区分	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方					
車賃	実費額								
日当(1日)	8,300	7,000	5,600	5,100					

につき)	円	円	円	円
宿泊料(1 夜につ き)	25,700 円	21,500 円	17,200 円	15,500 円
食卓料(1 夜につ き)	7,700円			
旅行雑費	旅行者の予防注射料、旅券の交付 手数料及び査証手数料、外貨交換 手数料並びに入出国税の実費額			
備考				
1 この表において「指定都市」、「甲地 方」、「乙地方」及び「丙地方」とは、 旅費条例別表第2備考1に規定する指定 都市、甲地方、乙地方及び丙地方をい う。				
2 船舶又は航空機による旅行(外国を出 発した日及び外国に到着した日の旅行 を除く。)の場合における日当の額は、 丙地方につき定める定額とする。				

伊勢市職員等の旅費に関する条例（第2条関係）

改正後	改正前
第1条～第11条 略 (宿泊料)	第1条～第11条 略 (宿泊料)
第12条 宿泊料の額は、1夜につき1万2,000円とする。ただし、 <u>東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち規則で定める地域その他これらに準ずる地域で規則で定めるものの地域内における宿泊にあっては、1夜につき1万3,100円とする。</u>	第12条 宿泊料の額は、1夜につき1万2,000円とする。ただし、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)別表第1の1の表備考に規定する甲地方の地域内における宿泊にあっては、1夜につき1万3,100円とする。</u>
(移転料)	(移転料)
第12条の2 移転料の額は、次の各号に規定する額による。 (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧居住地から新居住地までの路程に応じた <u>別表第1</u> の定額による額 (2)・(3) 略	第12条の2 移転料の額は、次の各号に規定する額による。 (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧居住地から新居住地までの路程に応じた <u>別表</u> の定額による額 (2)・(3) 略
2 略	2 略
第12条の3・第13条 略 (外国旅行の旅費)	第12条の3・第13条 略 (外国旅行の旅費)
第13条の2 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行(以下「外国旅行」という。)について支給する旅費は、第6条及	第13条の2 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行(以下「外国旅行」という。)について支給する旅費は、第6条及

び第9条から第12条の3までの規定にかかわらず、その種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、その額は、別表第2に定めるもののほか、国家公務員の外国旅行の旅費の支給の例に準じて市長が定める。

第13条の3～第16条 略

別表第1(第12条の2関係)

区分	鉄道 50キロメートル未満	鉄道 50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道 100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道 300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道 500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道 1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道 2,000キロメートル以上
金額	略	略	略	略	略	略	略	略

備考 略

別表第2(第13条の2関係)

区分	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
車賃	実費額			
目当(1日につき)	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円
宿泊料(1夜につき)	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円
食卓料(1夜につき)	6,700円			
旅行雑費	旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額			

備考

- この表において、指定都市とは、規則で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で規則で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域

び第9条から第12条の3までの規定にかかわらず、その種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、その額は、国家公務員の外国旅行の旅費の支給の例に準じて市長が定める。

第13条の3～第16条 略

別表(第12条の2関係)

区分	鉄道 50キロメートル未満	鉄道 50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道 100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道 300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道 500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道 1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道 2,000キロメートル以上
金額	略	略	略	略	略	略	略	略

備考 略

(本邦を除く。)、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で規則で定める地域を
いい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。

- 2 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

議案第 28 号

伊勢市職員給与条例等の一部改正について

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「同日前1年間」を「同日前における規則で定める期間」に改め、同条第4項中「により職員」の次に「(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項」に、「一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給」を「55歳（規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員にあつては、2号給」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第10条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に、「一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）」を「8級職員」に改め、「、同項第2号に該当する

扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「満15歳に達する日以後」を「満15歳に達する日後」に改め、「(以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第11条の2第1項を次のように改める。

地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する官公署等で規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

第11条の2第2項中「100分の4（職員が在勤する地域又は公署を異にして異動した場合であって市長が特に必要と認めた場合は、100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合）」を「次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 1級地 100分の20
- (2) 2級地 100分の16
- (3) 3級地 100分の12
- (4) 4級地 100分の8
- (5) 5級地 100分の4

第11条の2に次の1項を加える。

3 前項の地域手当の級地は、規則で定める。

第13条第1項第1号中「有料の道路（以下この項及び次項）を「有料の道路（以下この条）」に改め、同条第2項第1号中「以下この号」を「次項」に、「運賃等相当額」という。）を「運賃等相当額」という。）に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第23条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第30条中「、第10条、第11条及び第12条」を「及び第10条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

一般職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
定		円	円	円	円	円	円	円	円
年	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
前	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
再	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
任	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
用	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
短	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
時	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
間	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
勤	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
務	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
職	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
員	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
以	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
外	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
の	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
職	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
員	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	

18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300

44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	

70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			

96	300,100	349,500				
97	300,300	349,800				
98	300,600	350,200				
99	301,000	350,600				
100	301,400	351,000				
101	301,600	351,500				
102	301,900	351,900				
103	302,200	352,300				
104	302,500	352,700				
105	302,700	353,200				
106	303,000	353,600				
107	303,300	353,900				
108	303,600	354,200				
109	303,800	354,700				
110	304,200					
111	304,600					
112	304,900					
113	305,100					
114	305,300					
115	305,600					
116	306,000					
117	306,200					
118	306,400					
119	306,700					
120	307,000					
121	307,400					

	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給 料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

(伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削る。

第9条第1項中「、第11条」を削り、「、第22条及び第28条」を「及び第22条」に改め、同条第2項中「第1条第2項、第23条第1項及び第25条第2項」を「第23条第1項、第25条第2項及び第28条第2項第1号」に改め、「、給与条例第1条第2項中「及び退職手当」とあるのは

「、退職手当及び伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号。以下「任期付職員条例」という。）第8条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」とを削り、「及び任期付職員条例」を「及び伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号）」に、「100分の172.5」を「100分の95」と、給与条例第28条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

第11条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び」を「第6条第3項から第8項まで及び第10条」とあるのは「第6条第3項から第8項まで、第10条及び第12条」と、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「」に改める。

（伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第3条 伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成17年伊勢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第20条の表第30条の項を次のように改める。

第30条	及び第10条	、第10条及び第12条
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

（伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、

「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第23条中「、第8条」を削り、「若しくは第22条の5第1項」を「又は第22条の5第1項」に改め、「又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第6条、第8条及び第16条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

(伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第6条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第15条第2項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第17条の2を削る。

第25条中「、第8条」を削り、「若しくは第22条の5第1項」を「又は第22条の5第1項」に改め、「又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第6条、第8条及び第18条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

第26条中「、第11条から第14条まで及び第17条」を「及び第11条から

第14条まで」に改める。

(伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第6条 伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年伊勢市条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則第15条第8項中「、第10条、第11条及び第12条」を「及び第10条」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において伊勢市職員給与条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものとした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第10条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、8級職員に対しては、支給しない」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

- 「(5) 重度心身障害者
- (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは
の事情にある者を含む。）」

「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

第5条 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額
は、改正後の給与条例第11条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、規則で定める。

2 市長は、前項前段の規則を定めるに当たっては、当該規則で定める地域手当の級地の区分及び割合（以下この項において「級地区分等」という。）が令和10年4月1日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区分等の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。

（伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第6条 切替日から令和8年3月31日までの間における第4条の規定による改正後の伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が別に定める職員に対しては、支給しない」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないとする。）

が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

（伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第7条 切替日から令和8年3月31日までの間における第5条の規定による改正後の伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「第5号」とあるのは「第6号」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

（規則等への委任）

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は企業管理規程で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2条関係）

一般職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1

24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	

49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		

74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					

99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

(説 明)

これは、人事院勧告に準じ、給料月額等の改定、配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る扶養手当の増額、地域手当の見直し等、給与制度を整備するため、関係する条例を改正しようとするものである。

(参考)

伊勢市職員給与条例（第1条関係）

改正後	改正前
<p>第1条 略 (給料表)</p> <p>第2条 給料表は、別表第1のとおりとする。</p> <p>第3条～第5条 略 (級別定数及び昇給の基準)</p> <p>第6条 任命権者は、組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、第3条の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の昇給は、規則で定める日に、<u>同日前における規則で定める期間</u>におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4 前項の規定により職員(<u>次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。</u>)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員にあっては、2号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>5 <u>一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「8級職員」という。)の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>6～8 略</p> <p>第7条～第9条 略 (扶養手当)</p> <p>第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p>	<p>第1条 略 (給料表)</p> <p>第2条 給料表は、別表第1のとおりとする。</p> <p>第3条～第5条 略 (級別定数及び昇給の基準)</p> <p>第6条 任命権者は、組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、第3条の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の昇給は、規則で定める日に、<u>同日前1年間</u>におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(以下「7級以上職員」という。)にあっては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>5 <u>55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(以下「7級以上職員」という。)にあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。</u></p> <p>6～8 略</p> <p>第7条～第9条 略 (扶養手当)</p> <p>第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p>

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(8級職員にあっては、3,500円)とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条 削除

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「8級職員」という。)にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最

初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員

(地域手当)
第11条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する官公署等で規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の20
- (2) 2級地 100分の16
- (3) 3級地 100分の12
- (4) 4級地 100分の8
- (5) 5級地 100分の4

3 前項の地域手当の級地は、規則で定める。

(住居手当)
第12条 略
(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を直接負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

で8級職員以外のものが8級職員となった場合

- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第11条の2 職員に地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、100分の4(職員が在勤する地域又は公署を異にして異動した場合であって市長が特に必要と認めた場合は、100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合)を乗じた額とする。

(住居手当)
第12条 略
(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項及び次項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を直接負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満

(2)・(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項において「運賃等相当額」という。)

(2) 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15

であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- 4 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

第14条～第22条 略

(管理職員特別勤務手当)

第23条 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内

- 3 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

第14条～第22条 略

(管理職員特別勤務手当)

第23条 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内

<p>において規則で定める額</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>第24条～第27条 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 略</p> <p>第29条 略</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第30条 第6条第3項から第8項まで及び第10条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>第31条～第40条 略</p> <p>別表第1(第2条関係) 別紙1</p> <p>別表第2 略</p>	<p>において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>第24条～第27条 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 略</p> <p>第29条 略</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第30条 第6条第3項から第8項まで、第10条、第11条及び第12条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>第31条～第40条 略</p> <p>別表第1(第2条関係) 別紙2</p> <p>別表第2 略</p>
---	--

伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(第2条関係)

改正後	改正前																																
<p>第1条～第7条 略</p> <p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第8条 第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;">392,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;">440,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;">492,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;">555,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;">634,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;">740,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: right;">864,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</p>	号給	給料月額	1	392,000円	2	440,000円	3	492,000円	4	555,000円	5	634,000円	6	740,000円	7	864,000円	<p>第1条～第7条 略</p> <p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第8条 第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;">392,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;">440,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;">492,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;">555,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;">634,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;">740,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: right;">864,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>2・3 略</p> <p>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</p> <p>5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p>	号給	給料月額	1	392,000円	2	440,000円	3	492,000円	4	555,000円	5	634,000円	6	740,000円	7	864,000円
号給	給料月額																																
1	392,000円																																
2	440,000円																																
3	492,000円																																
4	555,000円																																
5	634,000円																																
6	740,000円																																
7	864,000円																																
号給	給料月額																																
1	392,000円																																
2	440,000円																																
3	492,000円																																
4	555,000円																																
5	634,000円																																
6	740,000円																																
7	864,000円																																

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)
第9条 伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号。以下「給与条例」という。)第2条、第3条、第5条、第6条、第8条、第10条、第12条、第14条から第18条まで及び第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第23条第1項、第25条第2項及び第28条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第23条第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員及び伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年伊勢市条例第39号)第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第28条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

第10条 略

(特定業務等従事任期付職員の給与条例の適用除外等)

第11条 給与条例第2条、第5条及び第6条第3項から第8項までの規定は、特定業務等従事任期付職員には適用しない。

2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第13条第2項第2号、第14条第2項及び第3項並びに第30条の規定の適用については、給与条例第13条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年伊勢市条例第39号)第5条の規定により採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、給与条例第14条第2項及び第3項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」と、給与条例第30条中「第6条第3項から第8項まで及び第10条」とあるのは「第6条第3項から第8項まで、第10条及び第12条」と、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)
第9条 伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号。以下「給与条例」という。)第2条、第3条、第5条、第6条、第8条、第10条、第11条、第12条、第14条から第18条まで、第22条及び第28条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第1条第2項、第23条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第1条第2項中「及び退職手当」とあるのは「退職手当及び伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年伊勢市条例第39号。以下「任期付職員条例」という。)第8条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第23条第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。

第10条 略

(特定業務等従事任期付職員の給与条例の適用除外等)

第11条 給与条例第2条、第5条及び第6条第3項から第8項までの規定は、特定業務等従事任期付職員には適用しない。

2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第13条第2項第2号、第14条第2項及び第3項並びに第30条の規定の適用については、給与条例第13条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年伊勢市条例第39号)第5条の規定により採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、給与条例第14条第2項及び第3項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」と、給与条例第30条中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とする。

第12条 略	第12条 略
--------	--------

伊勢市職員の育児休業等に関する条例（第3条関係）

改正後			改正前		
第1条～第19条 略 (任期付短時間勤務職員の給与の取扱い)			第1条～第19条 略 (任期付短時間勤務職員の給与の取扱い)		
第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第5条	略	略	第5条	略	略
第6条第4項	略	略	第6条第4項	略	略
第13条第2項第2号	略	略	第13条第2項第2号	略	略
第14条第1項	略	略	第14条第1項	略	略
第14条第4項	略	略	第14条第4項	略	略
第14条第5項	略	略	第14条第5項	略	略
第30条	及び第10条	、第10条及び第12条	第30条		
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員		定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第21条～第27条 略			第21条～第27条 略		

伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第4条関係）

改正後		改正前	
第1条～第4条 略 (管理職員特別勤務手当)		第1条～第4条 略 (管理職員特別勤務手当)	
第5条 第10条、第11条第2項及び第12条の規定については、前条の規定に基づき管理職手当を支給される職員には適用しない。		第5条 第10条、第11条第2項及び第12条の規定については、前条の規定に基づき管理職手当を支給される職員には適用しない。	
2 前条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号。以下「勤務時間条例」という。))第3条第1項、第4条及び第5条に規定する日をいう。)又は休日(伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号)第17条に		2 前条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号。以下「勤務時間条例」という。))第3条第1項、第4条及び第5条に規定する日をいう。)又は休日(伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号)第17条に	

規定する日をいう。以下同じ。) (次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 前項に規定する場合のほか、前条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

第6条の2・第7条 略

(住居手当)

第8条 略

第9条～第22条 略

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第23条 第6条及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

- 2 第6条、第8条及び第16条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1

規定する日をいう。以下同じ。) (次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 前項に規定する場合のほか、前条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

第6条の2・第7条 略

(住居手当)

第8条 略

第9条～第22条 略

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第23条 第6条、第8条及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

項の規定により採用された職員には適用しない。	
第24条 略	第24条 略

伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第5条関係）

改正後	改正前
<p>第1条 略 (給与の種類)</p> <p>第2条 病院企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下これらを「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>第3条～第5条 略 (扶養手当)</p> <p>第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が別に定める職員に対しては、支給しない。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 重度心身障害者</p> <p>第7条 略</p>	<p>第1条 略 (給与の種類)</p> <p>第2条 病院企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下これらを「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</p> <p>第3条～第5条 略 (扶養手当)</p> <p>第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が別に定める職員に対しては、支給しない。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 重度心身障害者</p> <p>第7条 略</p>

<p>(住居手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>第9条～第14条 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第15条 第11条、第12条第2項及び第13条の規定は、第5条の規定に基づき管理職手当を支給される職員には適用しない。</p> <p>2 管理職員特別勤務手当は、第5条の規定に基づき管理職手当を支給される職員又は特定任期付職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は休日等(次項において「週休日等」という。)において勤務をした場合に、当該職員に対して支給する。</p> <p>3 前項に規定する場合のほか、第5条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>第16条 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>第18条～第24条 略</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第25条 第6条及び第18条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 第6条、第8条及び第18条の規定は、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p>	<p>(住居手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>第9条～第14条 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第15条 第11条、第12条第2項及び第13条の規定は、第5条の規定に基づき管理職手当を支給される職員には適用しない。</p> <p>2 管理職員特別勤務手当は、第5条の規定に基づき管理職手当を支給される職員又は特定任期付職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は休日等(次項において「週休日等」という。)において勤務した場合に、当該職員に対して支給する。</p> <p>3 前項に規定する場合のほか、第5条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>第16条 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>(特定任期付職員業績手当)</p> <p><u>第17条の2 特定任期付職員業績手当は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。</u></p> <p>第18条～第24条 略</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第25条 第6条、第8条及び第18条の規定は、<u>地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p>
--	--

<p>(特定任期付職員についての適用除外)</p> <p>第26条 第5条、第6条、第8条及び第11条から第14条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>第27条 略</p>	<p>(特定任期付職員についての適用除外)</p> <p>第26条 第5条、第6条、第8条、第11条から第14条まで及び第17条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>第27条 略</p>
---	--

伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（第6条関係）

改正後	改正前
<p>第1条～第14条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第14条 略</p> <p>（伊勢市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第15条 第8条の規定による改正後の伊勢市職員給与条例（以下「新給与条例」という。）附則第14項から第22項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>2～7 略</p> <p>8 新給与条例第6条第3項から第8項まで及び第10条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>9 略</p> <p>第16条～第19条 略</p>	<p>第1条～第14条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第14条 略</p> <p>（伊勢市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第15条 第8条の規定による改正後の伊勢市職員給与条例（以下「新給与条例」という。）附則第14項から第22項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>2～7 略</p> <p>8 新給与条例第6条第3項から第8項まで、第10条、第11条及び第12条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>9 略</p> <p>第16条～第19条 略</p>

別表第1 (第2条関係)
一般職給料表

改正後

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			

51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			
102		301,900	351,900			
103		302,200	352,300			
104		302,500	352,700			
105		302,700	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,300	353,900			

	<u>108</u>		<u>303,600</u>	<u>354,200</u>					
	<u>109</u>		<u>303,800</u>	<u>354,700</u>					
	<u>110</u>		<u>304,200</u>						
	<u>111</u>		<u>304,600</u>						
	<u>112</u>		<u>304,900</u>						
	<u>113</u>		<u>305,100</u>						
	<u>114</u>		<u>305,300</u>						
	<u>115</u>		<u>305,600</u>						
	<u>116</u>		<u>306,000</u>						
	<u>117</u>		<u>306,200</u>						
	<u>118</u>		<u>306,400</u>						
	<u>119</u>		<u>306,700</u>						
	<u>120</u>		<u>307,000</u>						
	<u>121</u>		<u>307,400</u>						
	<u>122</u>		<u>307,600</u>						
	<u>123</u>		<u>307,900</u>						
	<u>124</u>		<u>308,200</u>						
	<u>125</u>		<u>308,500</u>						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,600</u>	<u>362,700</u>	<u>396,200</u>

別表第1 (第2条関係)

改正前

一般職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		

51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		299,400	347,400				
95		299,700	347,800				
96		300,100	348,200				
97		300,300	348,400				
98		300,600	348,800				
99		301,000	349,200				
100		301,400	349,500				
101		301,600	349,800				
102		301,900	350,200				
103		302,200	350,600				
104		302,500	351,000				
105		302,700	351,500				
106		303,000	351,900				
107		303,300	352,300				

	<u>108</u>		<u>303,600</u>	<u>352,700</u>					
	<u>109</u>		<u>303,800</u>	<u>353,200</u>					
	<u>110</u>		<u>304,200</u>	<u>353,600</u>					
	<u>111</u>		<u>304,600</u>	<u>353,900</u>					
	<u>112</u>		<u>304,900</u>	<u>354,200</u>					
	<u>113</u>		<u>305,100</u>	<u>354,700</u>					
	<u>114</u>		<u>305,300</u>						
	<u>115</u>		<u>305,600</u>						
	<u>116</u>		<u>306,000</u>						
	<u>117</u>		<u>306,200</u>						
	<u>118</u>		<u>306,400</u>						
	<u>119</u>		<u>306,700</u>						
	<u>120</u>		<u>307,000</u>						
	<u>121</u>		<u>307,400</u>						
	<u>122</u>		<u>307,600</u>						
	<u>123</u>		<u>307,900</u>						
	<u>124</u>		<u>308,200</u>						
	<u>125</u>		<u>308,500</u>						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,600</u>	<u>362,700</u>	<u>396,200</u>

議案第 29 号

伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正について

伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

伊勢市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第9条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(説 明)

これは、雇用保険法等の一部を改正する法律による雇用保険法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条～第8条の2 略 (失業者の退職手当)</p> <p>第9条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。))にあっては、6月以上)で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～13 略</p>	<p>第1条～第8条の2 略 (失業者の退職手当)</p> <p>第9条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。))にあっては、6月以上)で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～13 略</p>

<p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u></p> <p>15～17 略 第10条～第19条 略</p>	<p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u></p> <p>(2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u></p> <p>15～17 略 第10条～第19条 略</p>
--	--

議案第 30 号

伊勢市市税条例の一部改正について

伊勢市市税条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第90条第2項各号列記以外の部分中「運転免許証」という。）」の次に「その他の第5号に掲げる事項を証するに足りる資料」を加え、同項第5号中「有効期限」の次に「又は免許情報記録（道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。）の番号及び有効期限」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

これは、道路交通法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>第2節 賦課徴収</p> <p>第7条～第22条 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税</p> <p>第23条～第53条の12 略</p> <p>第2節 固定資産税</p> <p>第54条～第79条 略</p> <p>第3節 軽自動車税</p> <p>第80条～第89条 略</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)<u>その他の第5号に掲げる事項を証す</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>第2節 賦課徴収</p> <p>第7条～第22条 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税</p> <p>第23条～第53条の12 略</p> <p>第2節 固定資産税</p> <p>第54条～第79条 略</p> <p>第3節 軽自動車税</p> <p>第80条～第89条 略</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))<u>を提示するとともに、次の各号に掲</u></p>

<p>るに足りる資料を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限又は免許情報記録(道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。)の番号及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</p> <p>(6) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>第91条 略</p> <p>第4節 市たばこ税</p> <p>第92条～第130条 略</p> <p>第5節 特別土地保有税</p> <p>第131条～第140条の7 略</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税</p> <p>第141条～第151条 略</p>	<p>げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</p> <p>(6) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>第91条 略</p> <p>第4節 市たばこ税</p> <p>第92条～第130条 略</p> <p>第5節 特別土地保有税</p> <p>第131条～第140条の7 略</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税</p> <p>第141条～第151条 略</p>
---	---

議案第 31 号

伊勢市立公民館条例等の一部改正について

伊勢市立公民館条例等の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市立公民館条例等の一部を改正する条例

(伊勢市立公民館条例の一部改正)

第1条 伊勢市立公民館条例(平成17年伊勢市条例第184号)の一部を次のように改正する。

別表第1 伊勢市立二見公民館の項を削る。

別表第3の1の表伊勢市立二見公民館の項を削る。

別表第3の2の表中

伊勢市立二見公民館
伊勢市立小俣公民館

を

「

伊勢市立小俣公民館

」に改める。

(伊勢市立公民館使用料徴収条例の一部改正)

第2条 伊勢市立公民館使用料徴収条例(平成17年伊勢市条例第185号)の一部を次のように改正する。

第3条中「伊勢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

別表中1の表を削り、2の表を1の表とし、3の表を2の表とする。

(伊勢市生涯学習センター条例の一部改正)

第3条 伊勢市生涯学習センター条例(平成17年伊勢市条例第186号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項各号を次のように改める。

- (1) 月曜日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定（伊勢市立公民館使用料徴収条例別表の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

（説 明）

これは、伊勢市立二見公民館を廃止し、及び伊勢市二見生涯学習センターの休館日を改めるとともに、その他規定の整備を行うため、関係する条例を改正しようとするものである。

(参考)

伊勢市立公民館条例（第1条関係）

改正後	改正前																						
<p>第1条 略 (名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1及び別表第2のとおりとする。</p> <p>第3条 略 (指定管理者による管理)</p> <p>第4条 伊勢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、公民館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に公民館の管理を行わせるものとする。ただし、別表第1に掲げる施設を除く。</p> <p>第5条 略 (休館日及び開館時間)</p> <p>第6条 公民館の休館日及び開館時間は、別表第3のとおりとする。ただし、教育委員会又は指定管理者(以下「教育委員会等」という。)が特別の事由があると認めるときは、休館日若しくは開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。この場合において、指定管理者が休館日若しくは開館時間の変更又は臨時の休館をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>第7条～第19条 略 別表第1(第2条、第4条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>伊勢市立小俣公民館</td><td>伊勢市小俣町元町540番地</td></tr><tr><td>伊勢市立御菌公民館</td><td>伊勢市御菌町長屋1221番地</td></tr></tbody></table> <p>別表第2 略 別表第3(第6条関係)</p> <p>1 休館日</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>休館日</th></tr></thead><tbody><tr><td>伊勢市立高麗広</td><td>12月29日から翌年1月3日</td></tr></tbody></table>	名称	位置	伊勢市立小俣公民館	伊勢市小俣町元町540番地	伊勢市立御菌公民館	伊勢市御菌町長屋1221番地	名称	休館日	伊勢市立高麗広	12月29日から翌年1月3日	<p>第1条 略 (名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1及び別表第2のとおりとする。</p> <p>第3条 略 (指定管理者による管理)</p> <p>第4条 伊勢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、公民館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に公民館の管理を行わせるものとする。ただし、別表第1に掲げる施設を除く。</p> <p>第5条 略 (休館日及び開館時間)</p> <p>第6条 公民館の休館日及び開館時間は、別表第3のとおりとする。ただし、教育委員会又は指定管理者(以下「教育委員会等」という。)が特別の事由があると認めるときは、休館日若しくは開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。この場合において、指定管理者が休館日若しくは開館時間の変更又は臨時の休館をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>第7条～第19条 略 別表第1(第2条、第4条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>伊勢市立二見公民館</td><td>伊勢市二見町茶屋209番地</td></tr><tr><td>伊勢市立小俣公民館</td><td>伊勢市小俣町元町540番地</td></tr><tr><td>伊勢市立御菌公民館</td><td>伊勢市御菌町長屋1221番地</td></tr></tbody></table> <p>別表第2 略 別表第3(第6条関係)</p> <p>1 休館日</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>休館日</th></tr></thead><tbody><tr><td>伊勢市立高麗広</td><td>12月29日から翌年1月3日</td></tr></tbody></table>	名称	位置	伊勢市立二見公民館	伊勢市二見町茶屋209番地	伊勢市立小俣公民館	伊勢市小俣町元町540番地	伊勢市立御菌公民館	伊勢市御菌町長屋1221番地	名称	休館日	伊勢市立高麗広	12月29日から翌年1月3日
名称	位置																						
伊勢市立小俣公民館	伊勢市小俣町元町540番地																						
伊勢市立御菌公民館	伊勢市御菌町長屋1221番地																						
名称	休館日																						
伊勢市立高麗広	12月29日から翌年1月3日																						
名称	位置																						
伊勢市立二見公民館	伊勢市二見町茶屋209番地																						
伊勢市立小俣公民館	伊勢市小俣町元町540番地																						
伊勢市立御菌公民館	伊勢市御菌町長屋1221番地																						
名称	休館日																						
伊勢市立高麗広	12月29日から翌年1月3日																						

公民館	まで	公民館	まで
		伊勢市立二見公民館	月曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月28日から翌年1月4日まで
伊勢市立小俣公民館	日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月28日から翌年1月4日まで	伊勢市立小俣公民館	日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月28日から翌年1月4日まで
伊勢市立下小俣公民館	12月29日から翌年の1月3日まで	伊勢市立下小俣公民館	12月29日から翌年の1月3日まで
伊勢市立高畑公民館		伊勢市立高畑公民館	
伊勢市立御薊公民館		伊勢市立御薊公民館	
伊勢市立新高公民館		伊勢市立新高公民館	
伊勢市立高向公民館		伊勢市立高向公民館	
伊勢市立王中島公民館		伊勢市立王中島公民館	
伊勢市立新開公民館		伊勢市立新開公民館	
伊勢市立上長屋公民館		伊勢市立上長屋公民館	
伊勢市立中長屋公民館		伊勢市立中長屋公民館	
伊勢市立下長屋公民館		伊勢市立下長屋公民館	
伊勢市立上條公民館		伊勢市立上條公民館	
伊勢市立小林公民館		伊勢市立小林公民館	
伊勢市立上條公民館分館		伊勢市立上條公民館分館	
2 開館時間		2 開館時間	
名称	開館時間	名称	開館時間
伊勢市立高麗広公民館	午前9時から午後9時まで	伊勢市立高麗広公民館	午前9時から午後9時まで
		伊勢市立二見公民館	午前9時から午後10時まで
伊勢市立小俣公民館	午前9時から午後10時まで	伊勢市立小俣公民館	
伊勢市立下小俣		伊勢市立下小俣	

公民館	公民館
伊勢市立高畑公民館	伊勢市立高畑公民館
伊勢市立御園公民館	伊勢市立御園公民館
伊勢市立新高公民館	伊勢市立新高公民館
伊勢市立高向公民館	伊勢市立高向公民館
伊勢市立王中島公民館	伊勢市立王中島公民館
伊勢市立新開公民館	伊勢市立新開公民館
伊勢市立上長屋公民館	伊勢市立上長屋公民館
伊勢市立中長屋公民館	伊勢市立中長屋公民館
伊勢市立下長屋公民館	伊勢市立下長屋公民館
伊勢市立上條公民館	伊勢市立上條公民館
伊勢市立小林公民館	伊勢市立小林公民館
伊勢市立上條公民館分館	伊勢市立上條公民館分館
別表第4 略	別表第4 略

伊勢市立公民館使用料徴収条例（第2条関係）

改正後	改正前
<p>第1条 略 （使用料の納付）</p> <p>第2条 別表に掲げる公民館を社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館の目的以外で使用するときは、この条例の定めるところにより、使用料を納めなければならない。</p> <p>2 前項の使用料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第3条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、この条</p>	<p>第1条 略 （使用料の納付）</p> <p>第2条 別表に掲げる公民館を社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館の目的以外で使用するときは、この条例の定めるところにより、使用料を納めなければならない。</p> <p>2 前項の使用料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第3条 <u>伊勢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、この条</p>

例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第5条 略

別表(第2条関係)

例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第5条 略

別表(第2条関係)

1 伊勢市立二見公民館

(1) 施設使用料

室名	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大会議室	1,570円	1,570円	2,090円	5,230円
第1会議室	520円	520円	730円	1,780円
第2会議室	520円	520円	730円	1,780円
第3会議室	520円	520円	730円	1,780円
会議室	1,040円	1,040円	1,250円	3,350円
第1和室	520円	520円	730円	1,780円
第2和室	520円	520円	730円	1,780円
研修室	520円	520円	730円	1,780円
視聴覚室	1,040円	1,040円	1,250円	3,350円
調理実習室	1,040円	1,040円	1,250円	3,350円

備考

- 1 定められた時間を超えて使用した場合は、使用時間相応分の使用料を徴収する。なお、準備、原状回復の時間も含む。
- 2 冷暖房使用のときは、それぞれの使用料に使用料の60パーセントを加算する。
- 3 照明設備の使用料は、1室1時間につき150円とする。

(2) 設備器具使用料

設備器具名	1回の使用料
拡声装置	570円
調理実習器具一式	940円

備考

- 1 使用料は、午前、午後、夜間の使用時間内を各1回、全日を3回として徴収す

る。

2 上記の記載のないものについては、その都度教育委員会が定める。

1 伊勢市立御園公民館

区分 室名	公民館使用料			冷暖房使用料	
	午前9時から 午後5時まで		午後5 時か ら午 後10 時ま で	料	
	4時間 以内	超過1 時間 ごと		4時間 以内	超過1 時間 ごと
講堂	円 2,090	円 520	円 2,610	円 2,090	円 520
学習室	1,040	260	1,310	1,040	260
研修室2-1	520	100	620	520	100
研修室2-2	830	210	1,040	830	210
和室 研修室	520	100	620	520	100

備考

- 冷暖房の使用期間は、7月1日から9月10日まで及び12月1日から3月15日までとする。ただし、寒暖により使用を変更することがある。
- 冷暖房を使用する場合は、公民館使用料と併せて、冷暖房使用料を徴収する。

2 伊勢市立小俣公民館

区分 施設の 名称	使用料				冷暖房使用料	
	午前 9時 ～午 後0 時30 分	午後 1時 ～午 後4 時30 分	午後 6時 30分 ～午 後10 時	超 過 等 1 時 間 に つ き	1回	超 過 等 1 時 間 に つ き
第1会議室	円 1,670	円 1,670	円 2,090	円 520	円 3,140	円 940

2 伊勢市立御園公民館

区分 室名	公民館使用料			冷暖房使用料	
	午前9時から 午後5時まで		午後5 時か ら午 後10 時ま で	料	
	4時間 以内	超過1 時間 ごと		4時間 以内	超過1 時間 ごと
講堂	円 2,090	円 520	円 2,610	円 2,090	円 520
学習室	1,040	260	1,310	1,040	260
研修室2-1	520	100	620	520	100
研修室2-2	830	210	1,040	830	210
和室 研修室	520	100	620	520	100

備考

- 冷暖房の使用期間は、7月1日から9月10日まで及び12月1日から3月15日までとする。ただし、寒暖により使用を変更することがある。
- 冷暖房を使用する場合は、公民館使用料と併せて、冷暖房使用料を徴収する。

3 伊勢市立小俣公民館

区分 施設の 名称	使用料				冷暖房使用料	
	午前 9時 ～午 後0 時30 分	午後 1時 ～午 後4 時30 分	午後 6時 30分 ～午 後10 時	超 過 等 1 時 間 に つ き	1回	超 過 等 1 時 間 に つ き
第1会議室	円 1,670	円 1,670	円 2,090	円 520	円 3,140	円 940

第2会議室	1,250	1,250	1,570	410	2,090	620	第2会議室	1,250	1,250	1,570	410	2,090	620
学習室	2,510	2,510	3,140	830	4,190	1,250	学習室	2,510	2,510	3,140	830	4,190	1,250
2階会議室	1,250	1,250	1,570	410	2,090	620	2階会議室	1,250	1,250	1,570	410	2,090	620
3階会議室	1,250	1,250	1,570	410	2,090	620	3階会議室	1,250	1,250	1,570	410	2,090	620
団体室	1,250	1,250	1,570	410	2,090	620	団体室	1,250	1,250	1,570	410	2,090	620
講堂	3,350	3,350	4,190	1,040	5,230	1,570	講堂	3,350	3,350	4,190	1,040	5,230	1,570

伊勢市生涯学習センター条例（第3条関係）

改正後	改正前
<p>第1条～第6条 略</p> <p>(休館日)</p> <p>第7条 伊勢市生涯学習センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 二見生涯学習センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(1) 月曜日</p> <p>(2) 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>第8条～第20条 略</p>	<p>第1条～第6条 略</p> <p>(休館日)</p> <p>第7条 伊勢市生涯学習センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 二見生涯学習センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(1) <u>日曜日、月曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</u></p> <p>(2) <u>12月28日から翌年1月4日まで</u></p> <p>第8条～第20条 略</p>

議案第 32 号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項中「15 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者」を「18 歳未満児であって、障害者及び一人親家庭等の児童以外のもの」に改める。

第 9 条第 4 項中「15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者」を「18 歳未満児」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第 4 条第 1 項の認定を受けようとする者（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において新条例第 3 条に規定する対象者となる新条例第 2 条第 5 項に規定するこどもに限る。）は、施行日前においても、新条例第 4 条第 1 項及び第 4 項の規定の例により、その申請をすることができる。
- 3 市長は、前項の規定による認定の申請があったときは、施行日前においても、新条例第 4 条第 1 項の規定の例により、その認定をし、受給資格を証する証明書を交付することができる。この場合において、同項の規定の例によりされた認定及び受給資格を証する証明書の交付は、施行日において同項の規定により行われたものとみなす。

（経過措置）

4 新条例の規定は、施行日以後に行われる診療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(説 明)

これは、こどもの医療費の助成の対象及び窓口負担が無料となる対象を拡大するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条 略 (用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者(児を含む。以下同じ。)で、その等級が1級から4級までの者</p> <p>(2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更正相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所において、知的障害者(児を含む。以下同じ。)と判定された者のうち知能指数が50以下の者又は療育手帳の障害程度が最重度、重度若しくは中度と判定された者</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者(児を含む。以下同じ。)で、その障害の等級が1級のもの</p> <p>2 この条例において「一人親家庭等の母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下この条において「法」という。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしたことのない女子(以下この項において「母」という。)が、現に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「18歳未満児」という。)を扶養している家庭の母をいう。</p> <p>3 略</p> <p>4 この条例において「一人親家庭等の児童」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 法附則第3条第1項に規定する父母のない児童で18歳未満児</p> <p>(2) 一人親家庭等の母又は一人親家庭等の父に扶養されている18歳未満児</p> <p>5 この条例において「こども」とは、<u>18歳未</u></p>	<p>第1条 略 (用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者(児を含む。以下同じ。)で、その等級が1級から4級までの者</p> <p>(2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更正相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所において、知的障害者(児を含む。以下同じ。)と判定された者のうち知能指数が50以下の者又は療育手帳の障害程度が最重度、重度若しくは中度と判定された者</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者(児を含む。以下同じ。)で、その障害の等級が1級のもの</p> <p>2 この条例において「一人親家庭等の母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下この条において「法」という。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしたことのない女子(以下この項において「母」という。)が、現に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「18歳未満児」という。)を扶養している家庭の母をいう。</p> <p>3 略</p> <p>4 この条例において「一人親家庭等の児童」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 法附則第3条第1項に規定する父母のない児童で18歳未満児</p> <p>(2) 一人親家庭等の母又は一人親家庭等の父に扶養されている18歳未満児</p> <p>5 この条例において「こども」とは、<u>15歳に</u></p>

<p><u>満児であって、障害者及び一人親家庭等の児童以外のものをいう。</u></p> <p>6～11 略</p> <p>第3条～第8条 略</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第9条 福祉医療費及び証明書料の助成は、規則で定めるところにより、受給資格者又は保護者等の助成の申請により行う。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、<u>18歳未満児</u>である受給資格者が市長の認める保険医療機関において医療に関する給付を受けた場合においては、福祉医療費の助成は、福祉医療費として助成すべき額を当該保険医療機関に支払うことにより行うことができる。</p> <p>第10条～第15条 略</p>	<p><u>達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>6～11 略</p> <p>第3条～第8条 略</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第9条 福祉医療費及び証明書料の助成は、規則で定めるところにより、受給資格者又は保護者等の助成の申請により行う。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、<u>15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>である受給資格者が市長の認める保険医療機関において医療に関する給付を受けた場合においては、福祉医療費の助成は、福祉医療費として助成すべき額を当該保険医療機関に支払うことにより行うことができる。</p> <p>第10条～第15条 略</p>
---	---

議案第 33 号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準に関する条例の一部改正について

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

に関する条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例（平成26年伊勢市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項各号列記以外の部分中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(説 明)

これは、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設に係る経過措置を延長するとともに、保育内容支援及び代替保育に係る連携施設の見直しを行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第4条 略</p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>第5条～第34条 略</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準</p> <p>第35条・第36条 略</p> <p>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業(児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下この条及び第42条において同じ。)を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業(児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。)にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年伊勢市条例第28号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業(児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。第42条において同じ。)にあつては1人とする。</p> <p>2 略</p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>第38条～第41条 略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第4条 略</p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>第5条～第34条 略</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準</p> <p>第35条・第36条 略</p> <p>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業(児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下この条及び第42条において同じ。)を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業(児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。)にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年伊勢市条例第28号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業(児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。第42条において同じ。)にあつては1人とする。</p> <p>2 略</p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>第38条～第41条 略</p>

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

- イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。
- ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
- (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等
- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 略

6 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1)・(2) 略

7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

8 居宅訪問型保育事業を行う者は、伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。

9 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

10 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの(附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

11 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育

(2) 略

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1)・(2) 略

5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

6 居宅訪問型保育事業を行う者は、伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。

7 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの(附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認

<p>認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>第43条～第50条 略</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準</p> <p>第51条・第52条 略</p> <p>第4章 雑則</p> <p>第53条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第4条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>第43条～第50条 略</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準</p> <p>第51条・第52条 略</p> <p>第4章 雑則</p> <p>第53条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第4条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>
---	--

議案第 34 号

伊勢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正
について

伊勢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（令和元年伊勢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第13条第1項」を「第10条の5若しくは第13条」に改め、「第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加え、「。以下この号において同じ」を削り、「同項」を「これら」に改め、同項第2号中「第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加え、同項第3号中「又は第24条第2項」を「、第24条第2項又は第30条の18第2項」に改め、「支給認定証」の次に「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

附 則

この条例中第2条第1項第1号の改正規定（「第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加える部分を除く。）は令和7年4月1日から、同号の改正規定（「第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加える部分に限る。）、同項第2号の改正規定及び同項第3号の改正規定は令和8年4月1日から施行する。

（説 明）

これは、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による子ども・子育て支援法の一部改正により、妊婦のための支援給付及び乳児等のための支援給付が創設されることに伴い、過料に関する規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条 略 (過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、<u>法第10条の5若しくは第13条(法第30条の3及び第30条の13において準用する場合を含む。)</u>の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>これら</u>の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、<u>法第14条第1項(法第30条の3及び第30条の13において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)</u>の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) <u>法第23条第2項若しくは第4項、第24条第2項又は第30条の18第2項の規定による支給認定証又は乳児等支援支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>第1条 略 (過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、<u>法第13条第1項(法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)</u>の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>同項</u>の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、<u>法第14条第1項(法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)</u>の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) <u>法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者</u></p> <p>2・3 略</p>

議案第 35 号

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部改正について

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。
 - ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進

のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「市の栄養士」を「市等の栄養士又は管理栄養士」に、「栄養士による」を「栄養士又は管理栄養士による」に改める。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(説 明)

これは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、並びに子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設に係る経過措置を延長するとともに、保育内容支援及び代替保育に係る連携施設の見直しを行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p data-bbox="347 344 488 376">第1章 総則</p> <p data-bbox="268 387 501 418">第1条～第5条 略</p> <p data-bbox="296 430 523 461">(保育所等との連携)</p> <p data-bbox="268 472 791 1503">第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条、第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。))にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下これらを「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p data-bbox="296 1514 791 1727">(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。</p> <p data-bbox="296 1738 408 1769">(2) 略</p> <p data-bbox="296 1780 791 1962">(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において</p>	<p data-bbox="900 344 1040 376">第1章 総則</p> <p data-bbox="820 387 1053 418">第1条～第5条 略</p> <p data-bbox="849 430 1075 461">(保育所等との連携)</p> <p data-bbox="820 472 1343 1503">第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条、第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。))にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下これらを「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p data-bbox="849 1514 1343 1693">(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p data-bbox="849 1738 960 1769">(2) 略</p> <p data-bbox="849 1780 1343 1962">(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において</p>

同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするため

同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

の措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 略

6 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1)・(2) 略

7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は特区法第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

第7条～第15条 略

(食事の提供の特例)

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 略

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1)・(2) 略

5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は特区法第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

第7条～第15条 略

(食事の提供の特例)

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する

方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 略

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) 略

2 略

第17条～第21条 略

第2章 家庭的保育事業

第22条～第26条 略

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

第27条 略

第2節 小規模保育事業A型

第28条～第30条 略

第3節 小規模保育事業B型

第31条・第32条 略

第4節 小規模保育事業C型

第33条～第36条 略

第4章 居宅訪問型保育事業

第37条～第41条 略

第5章 事業所内保育事業

第42条～第48条 略

第6章 雑則

第49条 略

附 則

第1条・第2条 略

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うこ

方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 略

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) 略

2 略

第17条～第21条 略

第2章 家庭的保育事業

第22条～第26条 略

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

第27条 略

第2節 小規模保育事業A型

第28条～第30条 略

第3節 小規模保育事業B型

第31条・第32条 略

第4節 小規模保育事業C型

第33条～第36条 略

第4章 居宅訪問型保育事業

第37条～第41条 略

第5章 事業所内保育事業

第42条～第48条 略

第6章 雑則

第49条 略

附 則

第1条・第2条 略

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うこ

<p>とができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>第4条～第9条 略</p>	<p>とができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>第4条～第9条 略</p>
---	---

議案第 36 号

伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の制定について

伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を

次のように提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定により、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」とい

う。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、伊勢市子ども・子育て会議（伊勢市子ども・子育て会議条例（平成25年伊勢市条例第17号）に定める伊勢市子ども・子育て会議をいう。）の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をすように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備

を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって、次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

	2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次の(ア)又は(イ)に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項

に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は、保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。
- 3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。
 - (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
 - (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年三重県条例第65号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例（平成18年三重県条例第68号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三重県条例第93号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第28号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園

支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(説 明)

これは、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするものである。

議案第 37 号

伊勢市国民健康保険条例の一部改正について

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第18条中「65万円」を「66万円」に改める。

第18条の10中「24万円」を「26万円」に改める。

第22条第1項各号列記以外の部分中「65万円」を「66万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改める。

第24条第1項各号列記以外の部分中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項及び第5項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第7項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第8項中「65万円」を「66万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第18条、第18条の10、第22条及び第24条の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（説 明）

これは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の限度額並びに減額賦課に係る所得判定基準を改めるため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条～第17条 略 (基礎賦課限度額)</p> <p>第18条 第12条の基礎賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。</p> <p>第18条の2～第18条の9 略 (後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第18条の10 第18条の3の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>26万円</u>を超えることができない。</p> <p>第18条の11～第21条 略 (低所得者の保険料の減額)</p> <p>第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>30万5,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算</p>	<p>第1条～第17条 略 (基礎賦課限度額)</p> <p>第18条 第12条の基礎賦課額は、<u>65万円</u>を超えることができない。</p> <p>第18条の2～第18条の9 略 (後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第18条の10 第18条の3の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>24万円</u>を超えることができない。</p> <p>第18条の11～第21条 略 (低所得者の保険料の減額)</p> <p>第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>29万5,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算</p>

される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に56万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第18条の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の12」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第18条の14」と読み替えるものとする。

第22条の2・第23条 略

(出産被保険者の保険料の減額)

第24条 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額の

される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に54万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第18条の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の12」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第18条の14」と読み替えるものとする。

第22条の2・第23条 略

(出産被保険者の保険料の減額)

第24条 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額の

うち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)とする(第5項に規定する場合を除く。)

(1)・(2) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第18条の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の12」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第18条の14」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出生被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)とする。

(1)・(2) 略

6 略

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、第6項中「第14条」

うち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする(第5項に規定する場合を除く。)

(1)・(2) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第18条の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出生被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の12」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第18条の14」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出生被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1)・(2) 略

6 略

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、第6項中「第14条」

<p>とあるのは「第18条の5」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の12」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第14条」とあるのは「第18条の14」と読み替えるものとする。</p> <p>第25条～第35条 略</p>	<p>とあるのは「第18条の5」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の12」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第14条」とあるのは「第18条の14」と読み替えるものとする。</p> <p>第25条～第35条 略</p>
--	--

議案第 38 号

伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年伊勢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第42条第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 第39条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第70条各号を次のように改める。

- (1) 指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定認知症対応型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 認知症対応型通所介護従業者（第61条第1項又は第64条第1項の従業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除

き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (7) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (8) 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

第151条第13項中「事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第42条第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に1号を加える改正規定及び第70条各号の改正規定は、公布の日から施行する。

(説 明)

これは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、従業者の員数に関する基準を改めるとともに、その他規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 略	第1条～第3条 略
第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
第1節 基本方針等	第1節 基本方針等
第4条・第5条 略	第4条・第5条 略
第2節 人員に関する基準	第2節 人員に関する基準
第6条・第7条 略	第6条・第7条 略
第3節 設備に関する基準	第3節 設備に関する基準
第8条 略	第8条 略
第4節 運営に関する基準	第4節 運営に関する基準
第9条～第41条 略	第9条～第41条 略
(記録の整備)	(記録の整備)
第42条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	第42条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
(1)～(7) 略	(1)～(7) 略
<u>(8) 第39条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u>	<u>(8) 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u>
<u>(9) 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u>	<u>(8) 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u>
第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例	第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例
第43条・第44条 略	第43条・第44条 略
第3章 夜間対応型訪問介護	第3章 夜間対応型訪問介護
第1節 基本方針等	第1節 基本方針等
第45条・第46条 略	第45条・第46条 略
第2節 人員に関する基準	第2節 人員に関する基準
第47条・第48条 略	第47条・第48条 略
第3節 設備に関する基準	第3節 設備に関する基準
第49条 略	第49条 略
第4節 運営に関する基準	第4節 運営に関する基準

第50条～第59条 略
第3章の2 地域密着型通所介護
第1節 基本方針
第59条の2 略
第2節 人員に関する基準
第59条の3・第59条の4 略
第3節 設備に関する基準
第59条の5 略
第4節 運営に関する基準
第59条の6～第59条の20 略
第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準
第59条の20の2・第59条の20の3 略
第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針
第59条の21・第59条の22 略
第2款 人員に関する基準
第59条の23・第59条の24 略
第3款 設備に関する基準
第59条の25・第59条の26 略
第4款 運営に関する基準
第59条の27～第59条の38 略
第4章 認知症対応型通所介護
第1節 基本方針
第60条 略
第2節 人員及び設備に関する基準
第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護
第61条～第63条 略
第2款 共用型指定認知症対応型通所介護
第64条～第66条 略
第3節 運営に関する基準
第67条～第69条 略
(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)
第70条 指定認知症対応型通所介護の方針

第50条～第59条 略
第3章の2 地域密着型通所介護
第1節 基本方針
第59条の2 略
第2節 人員に関する基準
第59条の3・第59条の4 略
第3節 設備に関する基準
第59条の5 略
第4節 運営に関する基準
第59条の6～第59条の20 略
第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準
第59条の20の2・第59条の20の3 略
第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針
第59条の21・第59条の22 略
第2款 人員に関する基準
第59条の23・第59条の24 略
第3款 設備に関する基準
第59条の25・第59条の26 略
第4款 運営に関する基準
第59条の27～第59条の38 略
第4章 認知症対応型通所介護
第1節 基本方針
第60条 略
第2節 人員及び設備に関する基準
第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護
第61条～第63条 略
第2款 共用型指定認知症対応型通所介護
第64条～第66条 略
第3節 運営に関する基準
第67条～第69条 略
(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)
第70条 指定認知症対応型通所介護の方針

は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定認知症対応型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 認知症対応型通所介護従業者(第61条第1項又は第64条第1項の従業者をいう。以下同じ。)は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (7) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (8) 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定認知症対応型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 認知症対応型通所介護従業者(第61条第1項又は第64条第1項の従業者をいう。以下同じ。)は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (6) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (7) 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

第71条～第80条 略

第5章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

第81条 略

第2節 人員に関する基準

第82条～第84条 略

第3節 設備に関する基準

第85条・第86条 略

第4節 運営に関する基準

第87条～第108条 略

第6章 認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針

第109条 略

第2節 人員に関する基準

第110条～第112条 略

第3節 設備に関する基準

第113条 略

第4節 運営に関する基準

第114条～第128条 略

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

第129条 略

第2節 人員に関する基準

第130条・第131条 略

第3節 設備に関する基準

第132条 略

第4節 運営に関する基準

第133条～第149条 略

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第1節 基本方針

第150条 略

第2節 人員に関する基準
(従業者の員数)

第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合

第71条～第80条 略

第5章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

第81条 略

第2節 人員に関する基準

第82条～第84条 略

第3節 設備に関する基準

第85条・第86条 略

第4節 運営に関する基準

第87条～第108条 略

第6章 認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針

第109条 略

第2節 人員に関する基準

第110条～第112条 略

第3節 設備に関する基準

第113条 略

第4節 運営に関する基準

第114条～第128条 略

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

第129条 略

第2節 人員に関する基準

第130条・第131条 略

第3節 設備に関する基準

第132条 略

第4節 運営に関する基準

第133条～第149条 略

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第1節 基本方針

第150条 略

第2節 人員に関する基準
(従業者の員数)

第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合

であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)～(6) 略

2～12 略

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14～17 略

第3節 設備に関する基準

第152条 略

第4節 運営に関する基準

第153条～第177条 略

第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

第178条・第179条 略

第2款 設備に関する基準

第180条 略

第3款 運営に関する基準

第181条～第189条 略

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

第190条 略

第2節 人員に関する基準

であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)～(6) 略

2～12 略

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14～17 略

第3節 設備に関する基準

第152条 略

第4節 運営に関する基準

第153条～第177条 略

第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

第178条・第179条 略

第2款 設備に関する基準

第180条 略

第3款 運営に関する基準

第181条～第189条 略

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

第190条 略

第2節 人員に関する基準

第191条～第193条 略	第191条～第193条 略
第3節 設備に関する基準	第3節 設備に関する基準
第194条・第195条 略	第194条・第195条 略
第4節 運営に関する基準	第4節 運営に関する基準
第196条～第202条 略	第196条～第202条 略
第10章 雑則	第10章 雑則
第203条 略	第203条 略

議案第 39 号

いせ市民活動センター条例の一部改正について

いせ市民活動センター条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

いせ市民活動センター条例の一部を改正する条例

いせ市民活動センター条例（平成17年伊勢市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第2条中「伊勢市岩瀬1丁目2番29号」を「伊勢市黒瀬町562番地12」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第7条中「午後10時」を「午後6時」に改める。

第8条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 毎月の第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日

第9条第1項中「南館」を「別表第1に規定する南館の施設及び設備」に改め、同条第2項中「南館」を「前項の南館の施設及び設備」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第14条関係）

北館施設等利用料金設定上限額

1 施設

区分	午前	午後	夜間	全日	時間外又は超過時間	備品
	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 22時	1時間当たり	
ホール	円 3,230	円 4,850	円 4,850	円 12,940	円 1,280	所定の備付 備品の利用 料を含む。

2 冷暖房設備

区分	1 時間当たり
ホール	1,280円

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

3 附属器具

区分	名称	1 回につき	金額	備考
照明設備	コンセント	1 口	円 210	持込備品 1 KWにつき
音響設備	拡声装置	1 式	1,070	マイク 1 本を含む。
	マイクロホン	1 本	630	
	ワイヤレス装置	1 回路	1,070	マイク 1 本を含む。
	カセットデッキ	1 台	750	
	プレーヤー	1 台	530	
舞台設備等	ビデオプロジェクター	1 式	3,230	
	長机	1 脚	100	北館のみ
	椅子	1 脚	30	北館のみ
パネル	展示用パネル	1 枚	210	

備考 この表に定める利用料金は、午前、午後及び夜間を各1回、全日を3回として計算するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和7年4月

1日から施行する。

(説 明)

これは、いせ市民活動センターの改修等に伴い、施設の一部の廃止、事業を行う場所の一時移転等のため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条 略 (位置)</p> <p>第2条 センターは、<u>伊勢市黒瀬町562番地12</u>に置く。</p> <p>第3条 削除</p> <p>第4条～第6条 略 (開館時間)</p> <p>第7条 センターの開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第8条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>毎月の第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日</u></p> <p>(3) <u>12月29日から翌年1月3日まで</u></p> <p>(利用の登録)</p> <p>第9条 <u>別表第1に規定する南館の施設及び設備</u>を利用することができるものは、市民公益活動を行う個人及び団体とする。</p> <p>2 <u>前項の南館の施設及び設備</u>を利用しようとするものは、規則で定めるところにより、あらかじめ申請書を指定管理者に提出し、利用の登録(以下「登録」という。)を受けなければならない。登録を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 略</p> <p>第10条～第13条 略 (利用料金の納入)</p> <p>第14条 利用者は、指定管理者にセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。</p>	<p>第1条 略 (位置)</p> <p>第2条 センターは、<u>伊勢市岩渕1丁目2番29</u>号に置く。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 <u>センターは、北館及び南館をもって構成する。</u></p> <p>第4条～第6条 略 (開館時間)</p> <p>第7条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第8条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>12月29日から翌年1月3日まで</u></p> <p>(利用の登録)</p> <p>第9条 <u>南館</u>を利用することができるものは、市民公益活動を行う個人及び団体とする。</p> <p>2 <u>南館</u>を利用しようとするものは、規則で定めるところにより、あらかじめ申請書を指定管理者に提出し、利用の登録(以下「登録」という。)を受けなければならない。登録を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 略</p> <p>第10条～第13条 略 (利用料金の納入)</p> <p>第14条 利用者は、指定管理者にセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。</p>

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

第15条～第22条 略

別表第1 略

別表第2(第14条関係)

北館施設等利用料金設定上限額

1 施設

区分	午前	午後	夜間	全日	時間外又は超過時間	備品
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時	1時間当たり	
多目的ホール(2階)						
ホール	円 3,230	円 4,850	円 4,850	円 12,940	円 1,280	所定の備付備品の利用

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

第15条～第22条 略

別表第1 略

別表第2(第14条関係)

北館施設等利用料金設定上限額

1 施設

区分	午前	午後	夜間	全日	時間外又は超過時間	備品
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時	1時間当たり	
多目的ホール(2階)	円 7,550	円 10,240	円 12,940	円 29,130	円 2,690	所定の備付備品の利用料を含む。
1	2,360	3,230	3,230	8,840	850	〃
2	2,360	3,230	3,230	8,840	850	〃
3	2,360	3,230	3,230	8,840	850	〃
4	2,360	3,230	3,230	8,840	850	〃
ホール(1階)	3,230	4,850	4,850	12,940	1,280	〃

	長机	1脚	100	北館のみ
	椅子	1脚	30	北館のみ
パネル	展示用パネル	1枚	210	

備考 この表に定める利用料金は、午前、午後及び夜間を各1回、全日を3回として計算するものとする。

	OHP	1式	1,070	
	スライド映写機	1式	1,070	
	映写機	1式	1,070	
	長机	1脚	100	北館のみ
	椅子	1脚	30	北館のみ
パネル	展示用パネル	1枚	210	

備考 この表に定める利用料金は、午前、午後、夜間を各1回、全日を3回として計算するものとする。

議案第 40 号

伊勢市上水道給水条例の一部改正について

伊勢市上水道給水条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市上水道給水条例の一部を改正する条例

伊勢市上水道給水条例（平成17年伊勢市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第43条の3第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は」を「又は」に、「大学において土木工学科若しくは」を「大学において土木工学科又は」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科」を「又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科」に、「これ」を「これら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「による専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を加え、「修了した後」を「修了した後。次号において同じ。」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「による中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第43条の3第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第43条の4第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第43条の4第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「前2号」を「前3号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(説 明)

これは、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令による水道法施行令の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めるため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
第1章 総則 第1条～第4条 略 第2章 給水装置の工事及び費用 第5条～第18条 略 第3章 給水 第19条～第28条 略 第4章 料金、手数料及び工事負担金 第29条～第37条 略 第5章 管理 第38条～第41条 略 第6章 貯水槽水道 第42条・第43条 略 第6章の2 布設工事監督者の配置基準 等及び水道技術管理者の資格基準 第43条の2 略 (布設工事監督者の資格) 第43条の3 法第12条第2項に規定する条例で 定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に よる大学(短期大学を除く。以下同じ。) 又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に よる大学において <u>土木工学科又はこれに相 当する課程を修めて卒業した後、3年以上 水道、工業用水道、下水道、道路又は河 川(以下この項において「水道等」とい う。)</u> に関する技術上の実務に従事した経 験を有する者(1年6月以上水道に関する 技術上の実務に従事した経験を有する者 に限る。) (2) 学校教育法による大学又は旧大学令 による大学において <u>機械工学科若しくは 電気工学科又はこれらに相当する課程を 修めて卒業した後、4年以上水道等</u> に関す る技術上の実務に従事した経験を有する 者(2年以上水道に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者に限る。) (3) 学校教育法による短期大学(同法によ る専門職大学の前期課程を含む。)若しく は高等専門学校又は旧専門学校令(明治 36年勅令第61号)による専門学校(次号に	第1章 総則 第1条～第4条 略 第2章 給水装置の工事及び費用 第5条～第18条 略 第3章 給水 第19条～第28条 略 第4章 料金、手数料及び工事負担金 第29条～第37条 略 第5章 管理 第38条～第41条 略 第6章 貯水槽水道 第42条・第43条 略 第6章の2 布設工事監督者の配置基準 等及び水道技術管理者の資格基準 第43条の2 略 (布設工事監督者の資格) 第43条の3 法第12条第2項に規定する条例で 定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に よる大学(短期大学を除く。以下同じ。) <u>の土木工学科若しくはこれに相当する課 程において衛生工学若しくは水道工学に 関する学科目を修めて卒業した後、又は 旧大学令(大正7年勅令第388号)による大 学において土木工学科若しくはこれに相 当する課程を修めて卒業した後、2年以上 水道に関する技術上の実務に従事した経 験を有する者</u> (2) 学校教育法による大学の土木工学科 又はこれに相当する課程において衛生工 学及び水道工学に関する学科目以外の学 科目を修めて卒業した後、3年以上水道に 関する技術上の実務に従事した経験を有 する者 (3) 学校教育法による短期大学(同法によ る専門職大学の前期課程を含む。)若しく は高等専門学校又は旧専門学校令(明治 36年勅令第61号)による専門学校におい

において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。))において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(8) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として管理規程で定める者

(水道技術管理者の資格)

第43条の4 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同

て土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として管理規程で定める者

(水道技術管理者の資格)

第43条の4 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として管理規程で定める者

第7章 雑則

第44条 略

第8章 罰則

第45条・第46条 略

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として管理規程で定める者

第7章 雑則

第44条 略

第8章 罰則

第45条・第46条 略

議案第 41 号

伊勢市消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

伊勢市消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を

次のように提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市消防団員退職報償金の支給に関する条例（平成17年伊勢市条例第210号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円
部長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円

及 び 班 長							
団 員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した伊勢市消防団員について適用し、同日前に退職した伊勢市消防団員については、なお従前の例による。

(説 明)

これは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員に係る退職報償金の勤務年数区分を追加するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条 略 (退職報償金の支給額)</p> <p>第2条 退職報償金は、団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。</p> <p>第3条～第9条 略</p> <p>別表(第2条関係) 別紙1</p>	<p>第1条 略 (退職報償金の支給額)</p> <p>第2条 退職報償金は、団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。</p> <p>第3条～第9条 略</p> <p>別表(第2条関係) 別紙2</p>

改正後

別表 (第2条関係)

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	<u>5年以上</u> <u>10年未満</u>	<u>10年以上</u> <u>15年未満</u>	<u>15年以上</u> <u>20年未満</u>	<u>20年以上</u> <u>25年未満</u>	<u>25年以上</u> <u>30年未満</u>	<u>30年以上</u> <u>35年未満</u>	<u>35年以上</u>
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円
部長 及 び 班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円

改正前

別表 (第2条関係)

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	<u>5年以上</u> <u>10年未満</u>	<u>10年以上</u> <u>15年未満</u>	<u>15年以上</u> <u>20年未満</u>	<u>20年以上</u> <u>25年未満</u>	<u>25年以上</u> <u>30年未満</u>	<u>30年以上</u>
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円
部長及び班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円

議案第 42 号

伊勢市離宮の湯の指定管理者の指定について

伊勢市離宮の湯の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
伊勢市離宮の湯

- 2 指定管理者となる団体
津市桜橋 2 丁目 34 番地 1
イオンデイライト株式会社 東海支社 三重支店
支店長 小嶺 公芳

- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(説 明)

これは、伊勢市離宮の湯について、指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 43 号

いせ市民活動センターの指定管理者の指定内容の変更について

いせ市民活動センターの指定管理者の指定内容を次のとおり変更する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 指定管理施設

いせ市民活動センター

2 指定管理者

伊勢市前山町 1522 番地 39

特定非営利活動法人いせコンビニネット

理事長 伊東 俊一

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 変更の内容

指定管理施設の位置の変更

変更前 伊勢市岩渕1丁目2番29号(いせ市民活動センター条例の一部を改正する条例(令和7年伊勢市条例第 号)の施行の日の前日まで)

変更後 伊勢市黒瀬町562番地12(いせ市民活動センター条例の一部を改正する条例の施行の日から)

(説明)

これは、いせ市民活動センターの改修による一時移転に伴い、指定管理者の指定内容を変更するため、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 44 号

南伊勢町との定住自立圏形成協定の変更について

南伊勢町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定を次のとおり変更することについて、伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例（令和元年伊勢市条例第 12 号）第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求めらる。

令和 7 年 2 月 25 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と南伊勢町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1の1の表医療体制の確保の部救急医療体制を確保するため、休日夜間の二次救急医療体制（病院群輪番制）を維持するとともに、適正な医療受診に係る啓発を行う。の項の前に次のように加える。

救急医療体制を確保するため、休日夜間の一次救急医療体制（休日・夜間応急診療所）を維持運営する。	伊勢市休日・夜間応急診療所を運営する。	伊勢市休日・夜間応急診療所運営（歯科に限る。）に必要な経費を負担する。
---	---------------------	-------------------------------------

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 伊勢市岩淵1丁目7番29号

伊勢市

伊勢市長

乙 度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057番地

南伊勢町

南伊勢町長

（説 明）

これは、南伊勢町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するため、伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求めるものである。

別表第1 (第3条関係)

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療・福祉

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
医療体制の確保	救急医療体制を確保するため、休日夜間の一次救急医療体制(休日・夜間応急診療所)を維持運営する。	伊勢市休日・夜間応急診療所を運営する。	伊勢市休日・夜間応急診療所運営(歯科に限る。)に必要な経費を負担する。
	救急医療体制を確保するため、休日夜間の二次救急医療体制(病院群輪番制)を維持するとともに、適正な医療受診に係る啓発を行う。	病院群輪番制の運営に必要な経費を負担するとともに、乙と連携し、住民等への啓発等を行う。	病院群輪番制の運営に必要な経費を負担するとともに、甲と連携し、住民等への啓発等を行う。
	高齢者の在宅生活の支援に必要な体制を整備するため、在宅医療と介護の連携を支援する取組を行う。	乙と連携し、在宅医療と介護の連携推進のために必要な取組を行う。	甲と連携し、事業を実施するとともに、必要な経費を負担する。
子育て環境の充実	安心して子育てができる環境を提供するため、病児・病後児を保育する専用施設を運営する。	事業の実施に必要な事務を行うとともに、乙と連携し、住民等への周知及び運営に必要な経費を負担する。	甲と連携し、住民等への周知及び運営に必要な経費を負担する。
	安心して子育てができる環境を提供するため、ファミリーサポートセンターにおける提供会員の相互利用を推進する。	乙と連携し、提供会員の情報を共有し、依頼会員へ提供する。	甲と連携し、提供会員の情報を共有し、依頼会員へ提供する。
	発達障がい児に対する重層的な地域支援体制を構築するため、児童発達支援センターを設置、運営する。	乙と連携し、発達障がいを中心とした支援に必要な取組を行う。	甲と連携し、設置、運営に必要な経費を負担する。

2 略

3 略

別表第2 略

別表第3 略

別表第1 (第3条関係)

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療・福祉

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
医療体制の確保	救急医療体制を確保するため、休日夜間の二次救急医療体制（病院群輪番制）を維持するとともに、適正な医療受診に係る啓発を行う。	病院群輪番制の運営に必要な経費を負担するとともに、乙と連携し、住民等への啓発等を行う。	病院群輪番制の運営に必要な経費を負担するとともに、甲と連携し、住民等への啓発等を行う。
	高齢者の在宅生活の支援に必要な体制を整備するため、在宅医療と介護の連携を支援する取組を行う。	乙と連携し、在宅医療と介護の連携推進のために必要な取組を行う。	甲と連携し、事業を実施するとともに、必要な経費を負担する。
子育て環境の充実	安心して子育てができる環境を提供するため、病児・病後児を保育する専用施設を運営する。	事業の実施に必要な事務を行うとともに、乙と連携し、住民等への周知及び運営に必要な経費を負担する。	甲と連携し、住民等への周知及び運営に必要な経費を負担する。
	安心して子育てができる環境を提供するため、ファミリーサポートセンターにおける提供会員の相互利用を推進する。	乙と連携し、提供会員の情報を共有し、依頼会員へ提供する。	甲と連携し、提供会員の情報を共有し、依頼会員へ提供する。
	発達障がい児に対する重層的な地域支援体制を構築するため、児童発達支援センターを設置、運営する。	乙と連携し、発達障がいを中心とした支援に必要な取組を行う。	甲と連携し、設置、運営に必要な経費を負担する。

2 略

3 略

別表第2 略

別表第3 略

議案第 45 号

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 7 年度～令和 9 年度
橋梁架替（下部工）工事（P 6～P 8 橋脚）】の受託事業契約につい
て

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 7 年度～令和 9 年度橋梁
架替（下部工）工事（P 6～P 8 橋脚）】の受託事業契約を次のようにする
ものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 契約の対象

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 7 年度～令和 9 年度橋
梁架替（下部工）工事（P 6～P 8 橋脚）】

（概要）

P 6～P 8 橋脚工事、現場技術業務及び単価契約図面作成

2 契約の方法

随意契約

3 契約金額

2,810,000,000 円

4 契約の相手方

津市広明町 13 番地

三重県

三重県知事 一見 勝之

(説 明)

これは、市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 7 年度～令和 9 年度橋梁架替（下部工）工事（P 6～P 8 橋脚）】の受託事業契約について、この度契約の運びとなったので、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 46 号

市道の路線の廃止について

市道の路線を次のように廃止する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

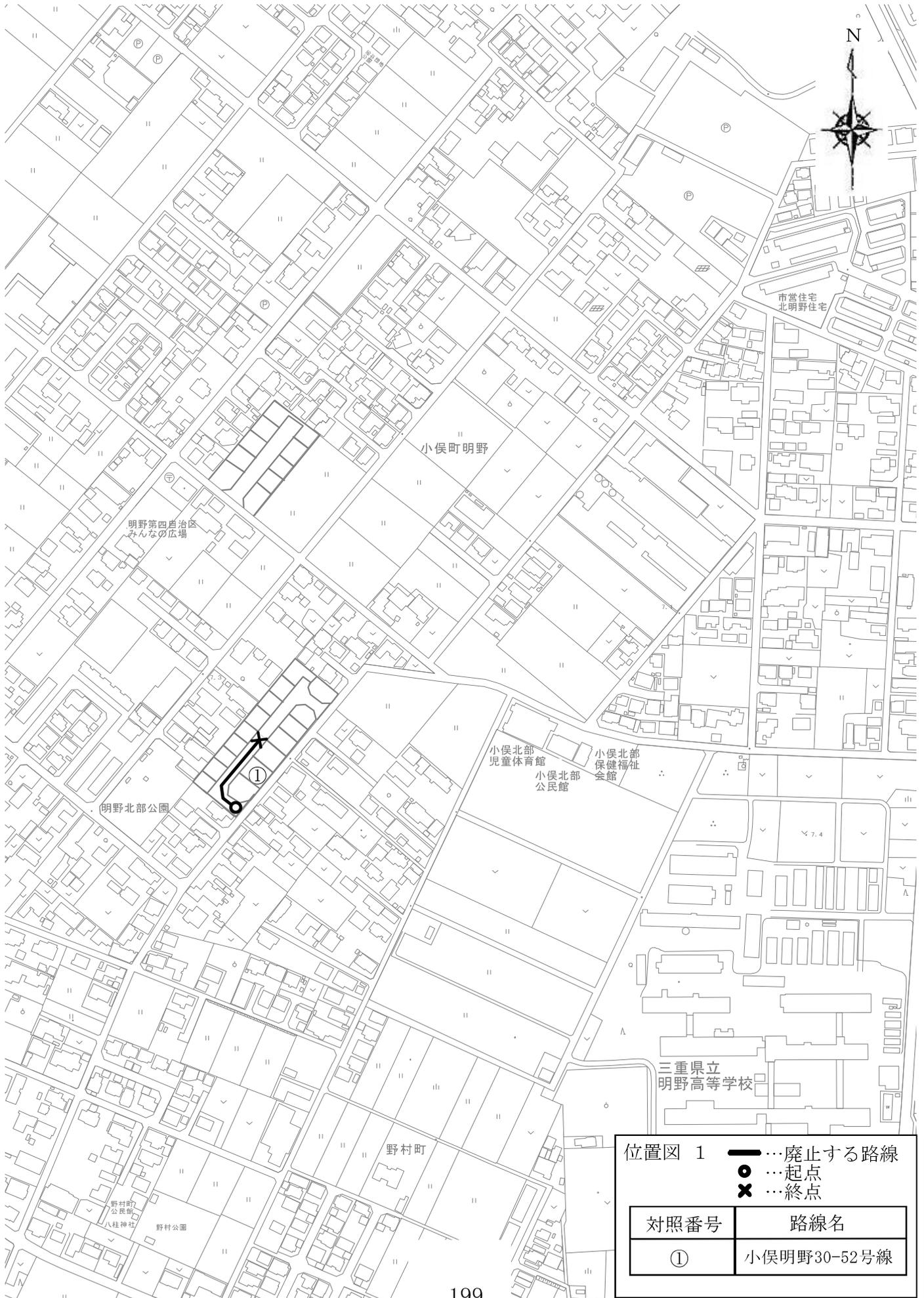
伊勢市長 鈴木 健 一

記

位置図 番 号	対照 番号	路線名	起 点	重要な 経過地	備考
			終 点		
1	1	小俣明野 30 -52 号線	小俣町明野 415 番 3 地先		
			小俣町明野 432 番 1 地先		

(説 明)

これは、市道の路線を廃止するにつき、道路法第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、あらかじめ、議会の議決を経ようとするものである。



位置図 1

-  …廃止する路線
-  …起点
-  …終点

対照番号	路線名
①	小俣明野30-52号線

議案第 47 号

市道の路線の認定について

市道の路線を次のように認定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

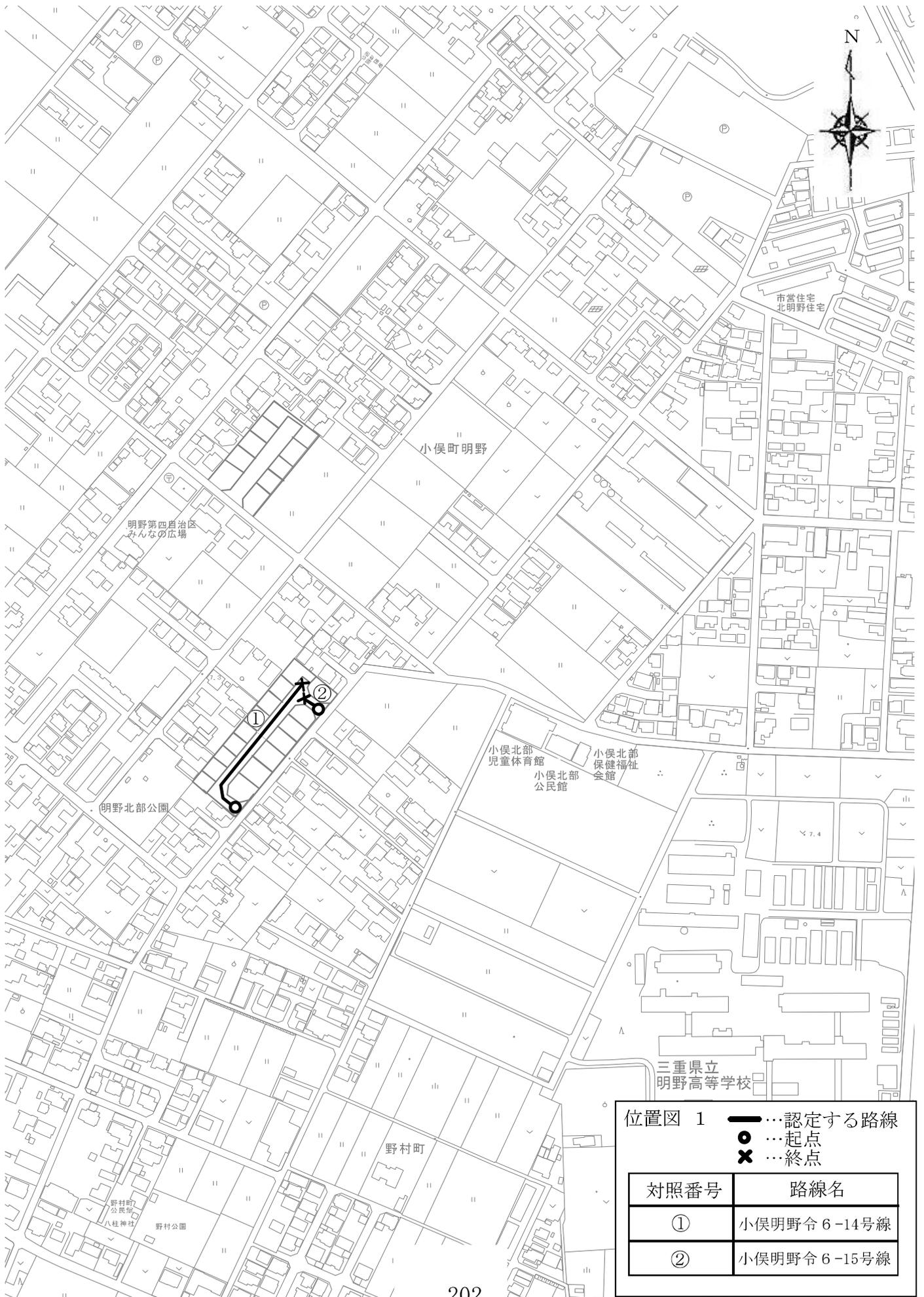
伊勢市長 鈴木 健 一

記

位置図 番 号	対照 番号	路線名	起 点	重要な 経過地	備考
			終 点		
1	1	小俣明野令 6 - 14 号線	小俣町明野 415 番 3 地先		
			小俣町明野 432 番 7 地先		
1	2	小俣明野令 6 - 15 号線	小俣町明野 432 番 5 地先		
			小俣町明野 432 番 4 地先		
2	1	小俣明野令 6 - 16 号線	小俣町明野 352 番 13 地先		
			小俣町明野 352 番 18 地先		
2	2	小俣明野令 6 - 17 号線	小俣町明野 352 番 15 地先		
			小俣町明野 352 番 5 地先		
3	1	常磐 1 丁目令 6 - 18 号線	常磐 1 丁目 190 番 1 地先		
			常磐 1 丁目 190 番 1 地先		

(説 明)

これは、市道の路線を認定するにつき、道路法第 8 条第 2 項の規定により、あらかじめ、議会の議決を経ようとするものである。



位置図 1

- …認定する路線
- …起点
- …終点

対照番号	路線名
①	小侯明野令 6-14号線
②	小侯明野令 6-15号線



位置図 2

-  ... 認定する路線
-  ... 起点
-  ... 終点

対照番号	路線名
①	小俣明野令 6-16号線
②	小俣明野令 6-17号線



位置図 3

- …認定する路線
- …起点
- …終点

対照番号	路線名
①	常磐1丁目令6-18号線

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年2月25日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 2 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

次のとおり損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償額 19,500 円
 内訳 市民税分 11,633 円
 県民税分 7,754 円
 森林環境税分 113 円
- 2 相手方 伊勢市
- 3 事由

令和 6 年 11 月分の市職員の給与から控除した同月分の市民税、県民税及び森林環境税を伊勢市に納期限である同年 12 月 10 日（火曜日）までに納入すべきところ、その手続を怠り、納期限から 10 日後の同月 20 日（金曜日）に納入したことにより、10 日分の延滞金が発生したものである。

(参考)

概 要 書

1 相手方

伊勢市

2 概要

令和6年11月分の市職員の給与から控除した同月分の市民税、県民税及び森林環境税を伊勢市に納期限である同年12月10日（火曜日）までに納入すべきところ、その手続を怠り、納期限から10日後の同月20日（金曜日）に納入したことにより、10日分の延滞金が発生したものである。

3 損害額及び過失割合

項 目	損害額	過失割合	責任額
伊勢市 (特別徴収義務者)	0円	100%	19,500円
伊勢市 (課税主体)	19,500円	0%	0円

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年2月25日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 2 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

次のとおり損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償額 1,400 円
内訳 市民税分 837 円
県民税分 557 円
森林環境税分 6 円
- 2 相手方 津市
- 3 事由

令和 6 年 11 月分の市職員の給与から控除した同月分の市民税、県民税及び森林環境税を津市に納期限である同年 12 月 10 日（火曜日）までに納入すべきところ、その手続を怠り、納期限から 10 日後の同月 20 日（金曜日）に納入したことにより、10 日分の延滞金が発生したものである。

(参考)

概 要 書

1 相手方

津市

2 概要

令和6年11月分の市職員の給与から控除した同月分の市民税、県民税及び森林環境税を津市に納期限である同年12月10日（火曜日）までに納入すべきところ、その手続を怠り、納期限から10日後の同月20日（金曜日）に納入したことにより、10日分の延滞金が発生したものである。

3 損害額及び過失割合

項 目	損害額	過失割合	責任額
伊勢市	0円	100%	1,400円
津市	1,400円	0%	0円

報告第4号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年2月25日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 2 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

次のとおり損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償額 4,400 円
- 2 相手方 国
- 3 事由

令和 7 年 1 月分の市職員の給与等から控除した同月分の所得税及び復興特別所得税を国に納期限である同年 2 月 10 日（月曜日）までに納入すべきところ、その手続を怠り、納期限から 2 日後の同月 12 日（水曜日）に納入したことにより、2 日分の延滞税が発生したものである。

(参考)

概 要 書

1 相手方

国

2 概要

令和7年1月分の市職員の給与等から控除した同月分の所得税及び復興特別所得税を国に納期限である同年2月10日(月曜日)までに納入すべきところ、その手続を怠り、納期限から2日後の同月12日(水曜日)に納入したことにより、2日分の延滞税が発生したものである。

3 損害額及び過失割合

項 目	損害額	過失割合	責任額
伊勢市	0円	100%	4,400円
国	4,400円	0%	0円